

# 輪之内町災害廃棄物処理計画

平成30年3月策定

令和4年11月改定

輪之内町



## 〔目 次〕

第1編 総論	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 処理体制における各主体の役割	5
1 町の役割	5
2 県の役割	5
3 関係団体等の役割	5
4 事業者の役割	5
5 住民の役割	5
第4節 計画の見直し	5
第5節 基本事項	6
1 災害廃棄物処理の基本方針	6
2 対象とする業務	6
3 対象とする災害廃棄物	8
4 処理主体	9
第6節 対象とする災害と被害想定	10
1 対象とする災害	10
2 地震ごとの被害想定	10
第7節 がれき類発生量（総量）の推計	12
1 がれき類発生量（総量）の推計	12
2 種類別選別率、リサイクル率	15
3 種類別のがれき類発生量の推計	15
5 し尿収集必要量の推計	23
6 避難所ごみ量の推計	25
7 がれき類の収集運搬に必要な収集運搬車両台数の推計	26
8 焼却施設等必要基数の推計	26
9 廃棄物処理施設（焼却・最終処分）の処理可能量の推計	26
10 災害廃棄物の仮置場の必要面積の推計	28
11 水害によるがれき類発生量の推計	29
第2編 災害廃棄物対策	30
第1章 災害予防（発災前）	30
第1節 組織体制・指揮命令系統	30
1 災害対策本部	30
2 部の設置	31
3 事務分掌	31
第2節 職員への教育訓練	32
第3節 情報収集・連絡	33
1 災害対策本部から収集する情報の項目	33
2 県へ報告する情報の項目	33
3 関係機関との連絡体制	33
第4節 協力支援体制	34

1	自衛隊、警察、消防との連携	34
2	県及び地方自治体との連携	34
3	民間事業者との連携	34
4	広域処理	35
5	事務委託	35
6	ボランティアとの連携	35
第2章	発災後対策（応急対策期）	36
第1節	基本方針等	36
1	基本方針	36
2	処理期間	36
第2節	災害廃棄物の処理主体	38
第3節	組織体制・指揮命令系統	39
第4節	情報収集・連絡	40
1	発災直後	40
第5節	協力・支援体制	41
1	自衛隊・警察・消防との連携事項	41
2	国、応援地方公共団体との連携事項	41
3	事業者団体、災害廃棄物処理支援団体との連携事項	41
第6節	一般廃棄物処理施設等	42
1	一般廃棄物処理施設等の安全性の確認・補修	42
2	し尿処理	42
3	避難所ごみ	43
第7節	災害廃棄物処理	45
1	災害廃棄物処理実行計画の作成	45
2	発生量・処理可能量・処理見込み量	46
3	処理スケジュール	46
4	処理フロー	47
5	収集運搬	48
6	仮置場	49
7	環境対策、モニタリング、火災対策	56
8	損壊家屋等の解体・撤去	57
9	分別・処理・再資源化	58
10	有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	59
11	思い出の品等	59
12	各種相談窓口の設置等	59
13	住民等への啓発・広報	60
第3章	災害復旧・復興等	61
第1節	組織等体制	61
1	処理主体の決定	61
2	組織体制・指揮命令系統	61
3	情報収集・連絡	61
4	協力・支援体制	61
第2節	一般廃棄物処理施設等	63
1	一般廃棄物処理施設等の復旧	63
2	仮設トイレ等し尿処理	63

3	避難所ごみ	63
第3節	災害廃棄物処理	64
1	災害廃棄物処理実行計画の見直し	64
2	処理見込み量	64
3	処理スケジュール	64
4	処理フロー	64
5	収集運搬	64
6	仮置場	64
7	環境対策、モニタリング、火災対策	65
8	仮設焼却炉等	65
9	損壊家屋等の解体・撤去	66
10	分別・処理・再資源化	66
11	最終処分	66
12	広域的な処理・処分	67
13	有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	67
14	災害廃棄物処理事業の進捗管理	67
15	各種相談窓口の設置等	67
16	住民等への啓発・広報	67
第3編	資料編	68
資料1	震災廃棄物発生量 簡易推計式	68
資料2	水害廃棄物発生量 簡易推計式	69
資料3	避難所ごみ発生量・仮設トイレ等必要数 簡易推計式	70
資料4	災害ごみに関する広報	71



# 第 1 編 総 論



## 第1編 総論

### 第1節 計画策定の趣旨

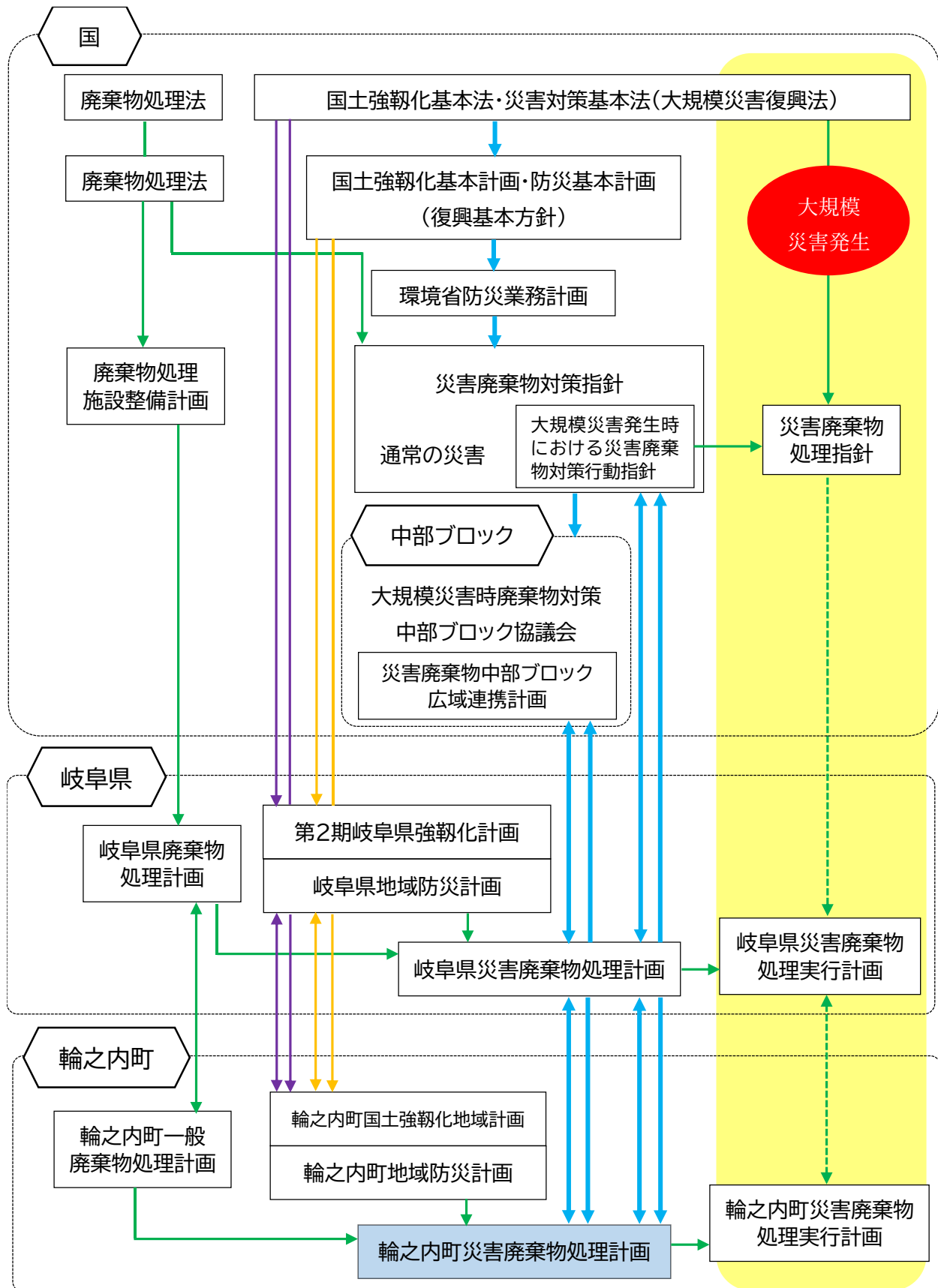
大規模な地震や水害による災害が発生した場合、被害建物等のがれきり類や、避難所からのごみ・し尿処理問題など、一時的に大量のごみの発生が予想されます。

また、交通の途絶等に伴い、一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難になることも予想されることから、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

輪之内町災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、町内における過去の災害、東日本大震災、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、輪之内町地域防災計画を補完し、そこで想定される災害に対する事前の体制整備を中心とし、住民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を促進するため、「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」（平成19年2月策定）、東日本大震災における災害廃棄物処理の経験を踏まえた国の「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）、「岐阜県災害廃棄物処理計画」（平成28年3月）等に基づき策定しました。さらに、岐阜県が「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」で新たに示した6つの地震の被害想定及び「災害廃棄物対策指針」等の改定を基に「岐阜県災害廃棄物処理計画」（令和3年6月）の改定を行ったことなどを踏まえ、本計画を改定します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけと他の法令・計画等の関係は、以下のとおりです。



### 第3節 処理体制における各主体の役割

災害発生時の各主体の役割は、以下のとおりです。

#### 1 町の役割

- 本計画に基づき、災害時における応急体制を確立します。
- 仮設トイレやその管理に必要な物品の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備します。
- 近隣市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互援助協力体制を整備します。
- 災害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、処理・処分の方法、処理の月別進行計画、最終処理完了の時期等を含めた実施計画を作成します。
- 仮置場の候補地の選考、仮置場の設置、維持、管理を行います。
- 災害廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等が不足する場合には近隣市町村または県に対して支援の要請を行います。
- ボランティアからの支援の申し出に対して、支援内容等についての調整を行います。
- 住民等からの解体・撤去申請の受付を行うとともに、優先順位の調整を行います。
- 住民、関係団体等に対する啓発を行います。

#### 2 県の役割

- 大規模災害時には、市町村が、災害廃棄物の処理をその区域内で完結することができない場合が想定されることから、県内における広域処理や地方自治法上の事務委託による県の代行処理も想定します。

#### 3 関係団体等の役割

- 廃棄物処理業者、建物解体業者の団体等の関係団体は、災害廃棄物処理に協力するものとします。

#### 4 事業者の役割

- 町が処理を行わない災害廃棄物を事業者が自己処理責任において処理するものとします。
- 自己処理責任において災害廃棄物を処理する事業者は、適切な分別と再利用・再資源化に努めるものとします。
- 町が行う災害廃棄物の処理について、必要な協力を行うものとします。

#### 5 住民の役割

- 本計画に従い、災害廃棄物の円滑な処理に協力するものとします。

### 第4節 計画の見直し

「被害想定調査結果」による被害想定が見直された場合、処理施設の新たな設置や廃止、処理施設の耐震化等により災害廃棄物の処理能力が著しく増減した場合及び計画に基づく訓練等により是正すべき計画の課題が抽出された場合など、必要に応じて計画を継続的に見直すことにより、より実効性のある計画を目指します。

## 第5節 基本事項

### 1 災害廃棄物処理の基本方針

- 災害廃棄物の処理にあたっては、最終処分量をできるだけ少なくする観点から、仮置場における分別の徹底などにより、可能な限り再資源化を進めます。
- 廃棄物の腐敗により生活環境が悪化することに伴う感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については、優先的に処理します。
- 復旧・復興の妨げとならないよう、災害廃棄物については発災から3年以内に処理するよう計画を策定します。なお、町において、3年以内に処理できない恐れがある場合は、県・近隣市町村と協力し広域応援体制を構築します。
- なお、本町の行政機能が喪失した場合には、県は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14（事務の委託）の規定に基づく事務委託（以下「事務委託」という。）を受け、自ら災害廃棄物処理を行うこととなっています。

### 2 対象とする業務

災害廃棄物処理業務の内容及び本町と県の役割は、次のとおりです。

#### 【災害予防（発災前）】

時期	町	県
災害予防  平時の備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>・関係機関連絡窓口の定期的な確認</li> <li>・一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の実施</li> <li>・災害応援協定の締結（他市町村、事業者団体等）</li> <li>・仮置場候補地の選定</li> <li>・仮設トイレ等の確保</li> <li>・資機材の保有状況の定期的な確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>・関係機関連絡窓口の定期的な確認</li> <li>・一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の助言</li> <li>・災害応援協定の締結（他都道府県、事業者団体等）</li> <li>・資機材の保有状況の定期的な確認</li> <li>・有害物質の保管場所の情報収集</li> <li>・国有地及び県有地から仮置場候補地のリストを作成</li> </ul>

#### 【応急対策（発災後）】

時期	町	県
概ね3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の設置</li> <li>・人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれきの撤去（自衛隊、警察、消防、県との連携）</li> <li>・仮設トイレ等（避難所）の確保、設置</li> <li>・し尿処理施設の点検、確認</li> <li>・し尿の収集運搬、処理体制の確保</li> <li>・一般廃棄物処理施設の点検（し尿処理施設及び焼却炉を優先）</li> <li>・一般廃棄物処理施設への進入路の確認</li> <li>・生活ごみ、避難所ごみの収集運搬、処理体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制（廃棄物対策班）の設置</li> <li>・情報収集・連絡（市町村、他都道府県、国、事業者団体）</li> <li>・道路の啓開に伴うがれきの撤去（県管理道路）</li> <li>・し尿、ごみ（避難所ごみ、生活ごみ）処理の応援の実施に関する連絡調整（他都道府県との連絡調整を含む）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場候補地の被害状況確認及び候補地以外の仮置場の検討</li> <li>・県に対する実施状況の連絡、応援要請</li> </ul>	
概ね3日～2週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計</li> <li>・一般廃棄物処理施設の安全確認、補修</li> <li>・仮置場の確保、設置及び分別方法周知</li> <li>・収集運搬体制の確保</li> <li>・倒壊の危険のある建物の解体(*)</li> <li>・腐敗性廃棄物の処理開始</li> <li>・有害廃棄物・危険物の所在把握、取扱方法の周知</li> <li>・県への事務委託の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計(全体)</li> <li>・災害廃棄物処理可能量の推計</li> <li>・仮置場候補地リストの提供</li> <li>・有害廃棄物・危険物の所在場所等、県が把握している情報の提供</li> <li>・被災していない市町村、民間の処理施設に対する受け入れの打診</li> <li>・衛生管理情報の提供</li> <li>・被災市町村からの事務の受託</li> </ul>
概ね2週間～1か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成</li> <li>・収集運搬の実施</li> <li>・仮置場の設置・管理・運営</li> <li>・腐敗性廃棄物の処理</li> <li>・有害廃棄物・危険物の回収ルート確立</li> </ul> <p><b>県へ処理委託する場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託範囲の確定</li> <li>・事務委託の手続(規約、議決、告示)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の動向(処理指針、国庫補助範囲の拡充等)の情報収集</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成支援</li> <li>・広域処理の受け入れ調整</li> </ul> <p><b>市町村から委託を受ける場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託範囲の確定</li> <li>・事務委託の手続(規約、議決、告示)</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の検討</li> </ul>

#### 【復旧・復興】

概ね1か月～3か月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬の実施</li> <li>・仮置場の管理・運営(火災防止・環境モニタリング・悪臭・害虫等対策)</li> <li>・建物解体撤去(*)</li> <li>・放置車両の移動・返還</li> <li>・国庫補助事務(災害査定等の対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理の進捗管理</li> <li>・国庫補助事務(災害査定等の対応)</li> <li>・他都道府県に対する協力要請(災害廃棄物の広域処理)</li> </ul> <p><b>市町村から委託を受ける場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成</li> <li>・仮設処理施設の設置場所選定</li> </ul>
概ね3か月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理の進捗管理</li> </ul> <p><b>市町村から委託を受ける場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設処理施設の整備(許認可、運用に必要なインフラ整備、発注手続)</li> <li>・災害廃棄物の処理</li> </ul>

\*災害対策基本法第64条の規定に基づき、応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。

### 3 対象とする災害廃棄物

・計画において対象とする災害廃棄物は、「自然災害に起因して発生する廃棄物のうち生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。」と定義します。

災害廃棄物処理計画の処理対象は以下のとおりとします。

#### 【計画の対象とする発災時の災害廃棄物の種類と特性】

区 分	種 類	特 性
がれき類	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	その他（残材）	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
有害廃棄物・危険物		石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類などの有害廃棄物
		太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
取扱いに配慮が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電等	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石膏ボードなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの
避難所ごみ等	生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

#### 4 処理主体

- 災害廃棄物の処理主体は、町です。災害廃棄物は、一般廃棄物であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃掃法」という。）第 6 条の 2 の規定により、町が処理の統括的責任を負います。（※1）
- 県は、県内の市町村、近接する県、国及び事業者団体との間で、支援及び協力体制を整えることなど廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行います。
- 町の行政機能が喪失して町が災害廃棄物を処理することができない場合には、県に対し、事務委託により処理を行います。
- 県は町による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるように、国に対して関係法令に関する特別措置、財政支援措置の実施を要請します。
- 県は、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）（※2）等を活用して被災市町村に対し支援を行います。
- 県内の一般廃棄物処理施設における広域処理等によっても、3年以内に処理ができないがれき類が発生した場合には、産業廃棄物処理施設の活用を検討します。

※1 災害廃棄物対策指針においては、道路や河川等に堆積している土砂流木等の取扱いや災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等の取扱いについて基本的な考え方が示されている。（総則 1-11）

※2 D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

- ・環境省が中心となり、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築した。
- ・主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等である。
- ・一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業に加え、幅広い関連業界も含めた民間事業者団体のそれぞれの役割分担等について整理し、連携・協力体制を整備した。
- ・平時の機能として、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進める。さらに、地方自治体の災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等を支援する。
- ・発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う。

## 第6節 対象とする災害と被害想定

### 1 対象とする災害

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、県は、平成23年11月から平成25年2月にかけて、南海トラフ地震及び岐阜県に影響のある4つの内陸直下型地震（養老-桑名-四日市断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震）を対象に地震被害想定調査を実施し、平成25年2月に「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」として公表しました。

また、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえ、県は、平成29年7月から平成31年2月にかけて、県内主要断層帯（揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯、長良川上流断層帯、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯、阿寺断層系、高山・大原断層帯）における内陸直下地震を対象に震度分布解析及び地震被害想定調査を実施し、平成31年2月に「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」として公表しました。

計画の対象とする災害は、地震、風水害その他の自然災害としますが、被害想定は「被害想定調査結果」で示された11の地震及び県が作成した浸水想定区域図に基づく水害について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ把握します。

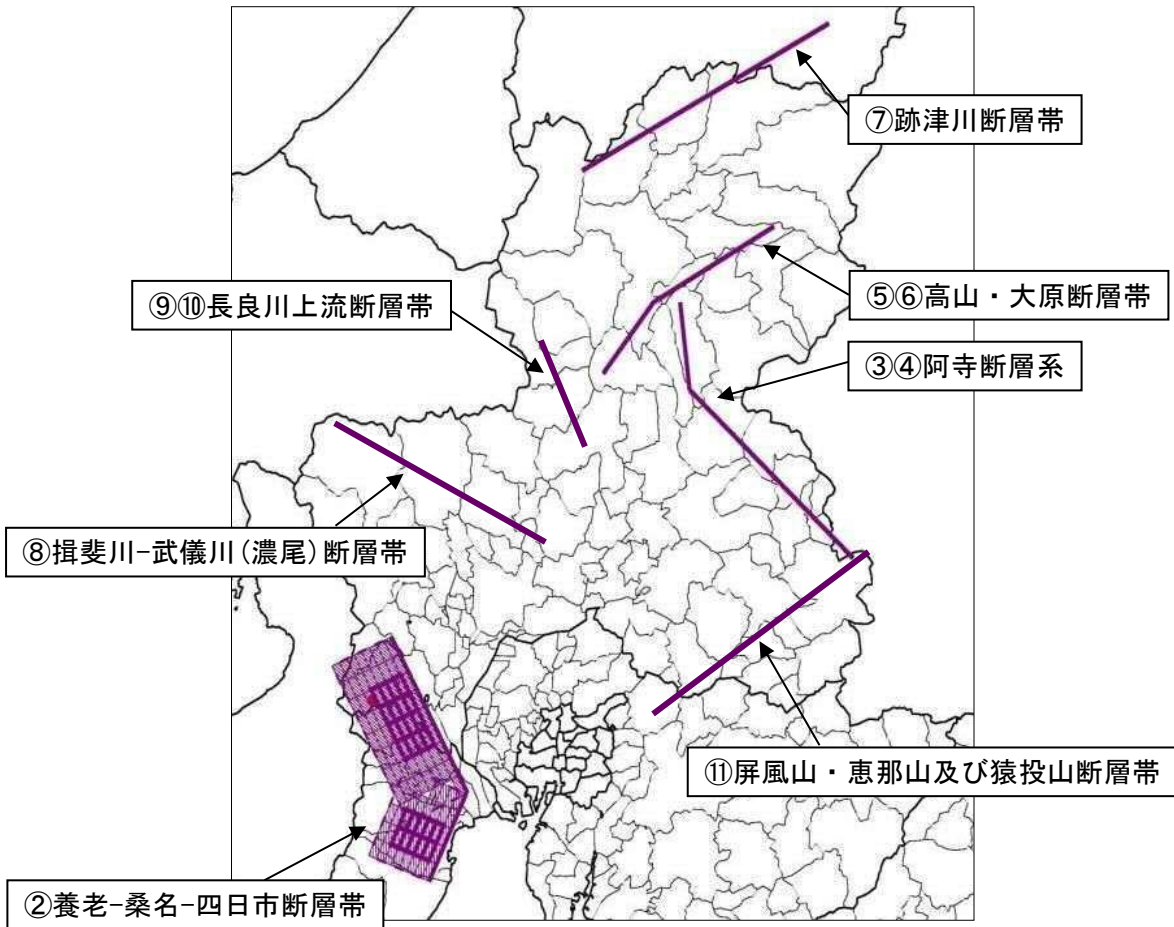
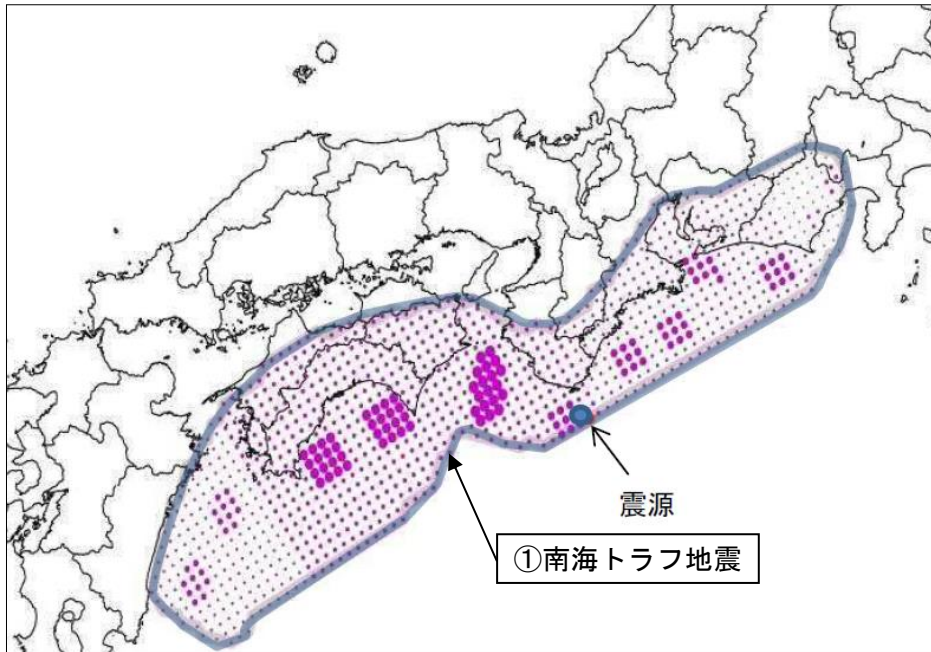
水害により発生する災害廃棄物は、浸水に伴う家財等が排出され混合廃棄物が多くなり分別作業がより必要となること及び焼却処理する場合に発熱量を確保するため助燃材の投入が必要となることに配慮が必要です。なお、放射性廃棄物の処理については、計画の対象としません。

### 2 地震ごとの被害想定

岐阜県の被害想定調査結果で示された本町における地震ごとの被害想定は以下のとおりです。

地震	規模	家屋被害（棟）			避難者数
		全壊	半壊	焼失	
①南海トラフ地震	M9.0	318	758	1	1,120
②養老-桑名-四日市断層帯地震	M7.7	793	1,259	5	2,302
③阿寺断層系地震（南端から北西へ）	M7.9	27	48	0	81
④阿寺断層系地震（北端から南東へ）	M7.9	52	83	0	160
⑤高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）	M7.6	61	94	0	172
⑥高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）	M7.6	0	0	0	0
⑦跡津川断層帯地震	M7.8	96	161	0	280
⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震（北端から南東へ）	M7.7	192	559	1	819
⑨長良川上流断層帯地震（北端から南へ）	M7.3	108	191	0	350
⑩長良川上流断層帯地震（南端から北へ）	M7.3	10	18	0	32
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）	M7.7	39	66	0	123

【地震被害想定を行っている県内の活断層帯】



「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」及び「内陸直下地震に係る地震分布解析・被害想定調査結果」より

## 第7節 がれき類発生量（総量）の推計

### 1 がれき類発生量（総量）の推計

がれき類発生量の推計は、「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成 25 年 3 月）中央防災会議」におけるがれき類発生量の推定式を用いました。

推計の結果、本計画では、がれき類発生量が最大値となる「養老 - 桑名 - 四日市断層帯地震」での「可燃物」約 2 万 5 千トン、「不燃物」約 11 万 6 千トンを計画値とします。

#### ■構造別・可燃・不燃物別のがれき類発生量（詳細）

	全壊棟数		半壊棟数		木造		非木造	
	木造	非木造	木造	非木造	可燃物 (t)	不燃物 (t)	可燃物 (t)	不燃物 (t)
①南海トラフ巨大地震	211	107	502	255	7,000	19,000	4,000	33,000
②養老-桑名-四日市断層帯地震	529	269	834	424	16,000	42,000	9,000	74,000
③阿寺断層帯地震（南端から北西へ）	18	9	32	16	1,000	1,000	0	3,000
④阿寺断層系地震（北端から南東へ）	34	18	55	28	1,000	3,000	1,000	5,000
⑤高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）	40	20	63	32	1,000	3,000	1,000	6,000
⑥高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦跡津川断層帯地震	63	32	107	54	2,000	5,000	1,000	9,000
⑧揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ）	128	65	370	188	5,000	12,000	3,000	21,000
⑨長良川上流断層帯地震（北端から南へ）	72	37	127	65	2,000	6,000	1,000	10,000
⑩長良川上流断層帯地震（南端から北へ）	7	3	12	6	0	1,000	0	1,000
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）	26	13	44	22	1,000	2,000	0	4,000

	合計		がれき類 合計(t)
	可燃物 (t)	不燃物 (t)	
①南海トラフ巨大地震	11,000	52,000	63,000
②養老-桑名-四日市断層帯地震	25,000	116,000	141,000
③阿寺断層帯地震（南端から北西へ）	1,000	4,000	5,000
④阿寺断層系地震（北端から南東へ）	2,000	8,000	10,000
⑤高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）	2,000	9,000	11,000
⑥高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）	0	0	0
⑦跡津川断層帯地震	3,000	14,000	17,000
⑧揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ）	8,000	33,000	41,000
⑨長良川上流断層帯地震（北端から南へ）	3,000	16,000	19,000
⑩長良川上流断層帯地震（南端から北へ）	0	2,000	2,000
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ）	1,000	6,000	7,000

#### 【算定式】

$$Q1 = s \times N1 \times q1$$

Q1 : がれき類発生量 (t)

s : 1棟当たりの平均延床面積（平均延床面積）（㎡/棟）

N1 : 解体建築物の棟数（解体棟数＝全壊・焼失棟数、半壊棟数）（棟）

q1 : 単位延床面積当たりのがれき類発生量（原単位）（t/㎡）

・木造可燃物＝0.194t/㎡

・木造不燃物＝0.502t/㎡

・非木造可燃物＝0.100t/㎡

・非木造不燃物＝0.810t/㎡

なお、全壊・焼失被害は上記原単位を、半壊被害は上記原単位の20%を採用した。

#### 【原単位】

平均延床面積

	延べ床面積(㎡/棟)	
	木造	非木造
輪之内町	121.0	257.4

出典：平成25年度 家屋の概要（岐阜県）

原単位構造	単位延床面積当たりのがれき発生量(原単位)(t/m <sup>2</sup> )	
	木造	可燃物
不燃物		0.502
非木造	可燃物	0.100
	不燃物	0.810

出典：阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について（平成9年3月）

（兵庫県生活文化部環境局環境整備課）

#### 廃棄物組成

構造		木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)
木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	43.9%	3.1%	53.0%
非木造	可燃物	100%	—	—	—
	不燃物	—	94.9%	4.9%	0.2%

※破碎選別の過程で分別する可燃物は、上記のうち木くずに分類される。また、廃プラスチック等の比較的発生量の少ない可燃物についても、木くずに分類される。

出典：「岐阜県災害廃棄物処理計画」（平成28年3月）

#### 【町全体の組成別がれき類発生量】

想定災害	がれき類	がれき類内訳			
		木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)
①南海トラフ地震	63,000 t	11,000 t	39,000 t	3,000 t	10,000 t
	100%	17.5%	61.9%	4.8%	15.9%
②養老－桑名－四日市断層帯地震	141,000 t	25,000 t	89,000 t	5,000 t	22,000 t
	100%	17.7%	63.1%	3.5%	15.6%
③阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	5,000 t	1,000 t	3,000 t	0 t	1,000 t
	100%	20%	60%	0%	20%
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	10,000 t	2,000 t	6,000 t	0 t	2,000 t
	100%	20%	60%	0%	20%
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	11,000 t	2,000 t	7,000 t	0 t	2,000 t
	100%	18.2%	63.6%	0%	18.2%
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	0%	0%	0%	0%	0%
⑦跡津川断層帯地震	17,000 t	3,000 t	11,000 t	0 t	3,000 t
	100%	17.6%	64.7%	0%	17.6%
⑧揖斐川－武儀川(濃尾)断層帯地震 (北端から南東へ)	41,000 t	8,000 t	26,000 t	1,000 t	6,000 t
	100%	19.5%	63.4%	2.4%	14.6%
⑨長良川上流断層帯地震 (北端から南へ)	19,000 t	3,000 t	13,000 t	0 t	3,000 t
	100%	15.8%	68.4%	0%	15.8%
⑩長良川上流断層帯地震 (南端から北へ)	2,000 t	0 t	1,000 t	0 t	1,000 t
	100%	0%	50%	0%	50%
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 (南端から北東へ)	7,000 t	1,000 t	5,000 t	0 t	1,000 t
	100%	14.3%	71.4%	0%	14.3%

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

推計の結果、町内では養老－桑名－四日市断層帯地震による、がれき類発生量が 141,000 t で最も多くなり、次いで南海トラフ地震の 63,000 t、揖斐川－武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)の 41,000 t の順となる。

## 2 種類別選別率、リサイクル率

災害廃棄物は、被災程度や処理状況により選別率が異なります。本計画では、災害廃棄物の種類別選別率、リサイクル率を東日本大震災から得られた割合をもとに次表のとおり設定しました。

### 【種類別選別率・リサイクル率（破碎選別後）】

種類別のがれき発生量	選別後						合計
	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	
	リサイクル	再生資材化	焼却処理	リサイクル	セメント資材化または埋め立て処分	再生資材化	
木くず	15%	0%	55%	0%	30%	0%	100%
コンクリートがら	0%	80%	0%	0%	20%	0%	100%
金属くず	0%	0%	0%	95%	5%	0%	100%
その他(残材)	0%	0%	0%	0%	85%	15%	100%

出典：「岐阜県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月）

## 3 種類別のがれき類発生量の推計

仮置場に集積した、がれき類は各搬出先の仕様に合わせて前処理を行う必要があります。そのため、破碎選別といった中間処理を行います。

木くず、コンクリートがら、金属くず、その他(残材)に分別されたがれき類は、破碎選別により柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に選別し、最終的にリサイクルを行う木質チップ、再生資材、金属くず等と、廃棄物として処理を行う可燃物、不燃物に選別します。種類別のがれき類発生量を次表に示します。

### 【種類別のがれき類発生量】

想定災害	がれき類内訳						合計
	柱材・角材	可燃物	コンクリート	金属くず	不燃物	土材系	
①南海トラフ地震	2,000 t	6,000 t	31,000 t	3,000 t	19,000 t	2,000 t	63,000 t
	3.2%	9.5%	49.2%	4.8%	30.2%	3.2%	100%
②養老－桑名－四日市断層帯地震	4,000 t	14,000 t	71,000 t	5,000 t	44,000 t	3,000 t	141,000 t
	2.8%	9.9%	50.4%	3.5%	31.2%	2.1%	100%
③阿寺断層系地震 (南端から北西へ)	0 t	1,000 t	2,000 t	0 t	2,000 t	0 t	5,000 t
	0%	20%	40%	0%	40%	0%	100%
④阿寺断層系地震 (北端から南東へ)	0 t	1,000 t	5,000 t	0 t	4,000 t	0 t	10,000 t
	0%	10%	50%	0%	40%	0%	100%
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	0 t	1,000 t	6,000 t	0 t	4,000 t	0 t	11,000 t
	0%	9.1%	54.5%	0%	36.4%	0%	100%
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
⑦跡津川断層帯地震	0 t	2,000 t	9,000 t	0 t	6,000 t	0 t	17,000 t
	0%	11.8%	52.9%	0%	35.3%	0%	100%

⑧揖斐川－武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)	1,000 t	4,000 t	21,000t	1,000 t	13,000 t	1,000 t	41,000 t
	2.4%	9.8%	51.2%	2.4%	31.7%	2.4%	100%
⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)	0 t	2,000 t	11,000t	0 t	6,000 t	0 t	19,000 t
	0%	10.5%	57.9%	0%	31.6%	0%	100%
⑩長良川上流断層帯地震(南端から北へ)	0 t	0 t	1,000 t	0 t	1,000 t	0 t	2,000 t
	0%	0%	50%	0%	50%	0%	100%
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震(南端から北東へ)	0 t	1,000 t	4,000 t	0 t	2,000 t	0 t	7,000 t
	0%	14.3%	57.1%	0%	28.6%	0%	100%

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

#### 4 災害廃棄物のリサイクル可能量、最終処分量の推計

柱材・角材、コンクリート、可燃物、金属くず、不燃物、土材系に選別されたがれき類は、最終的には次表に示す方法で処理又はリサイクルされます。

##### 【がれき類の処理及びリサイクルの方法】

柱材・角材	マテリアルリサイクルを優先し、製紙原料、バイオマス発電プラント燃料及びパーティクルボード用原料として全量再利用する。	リサイクル
コンクリート	民間施設や仮置場等で破碎後、全量再生資材として活用する。	リサイクル
可燃物	市町村等の焼却施設で焼却する。 焼却により発生する焼却灰は可燃物の量に対し20%生じるものとし、埋立処分する。	可燃物: 焼却処理 焼却灰: 埋立処分
金属くず	金属くずとして売却後、全量リサイクル材として活用する。	リサイクル
不燃物	市町村及び一部事務組合の最終処分場で埋立を行うものとし、圏域内外で処分できない場合はその他処理(県外処理)を検討する	埋立処分
土材系	全量再生資材として活用する。	リサイクル

柱材・角材、コンクリート、金属くず、土材系はリサイクルされ、不燃物及び可燃物の焼却灰は最終処分場へ埋立処分されます。種類別のがれき類発生量より、想定災害ごとのリサイクル可能量、最終処分量を次表に示します。

##### 【リサイクル可能量、最終処分量】

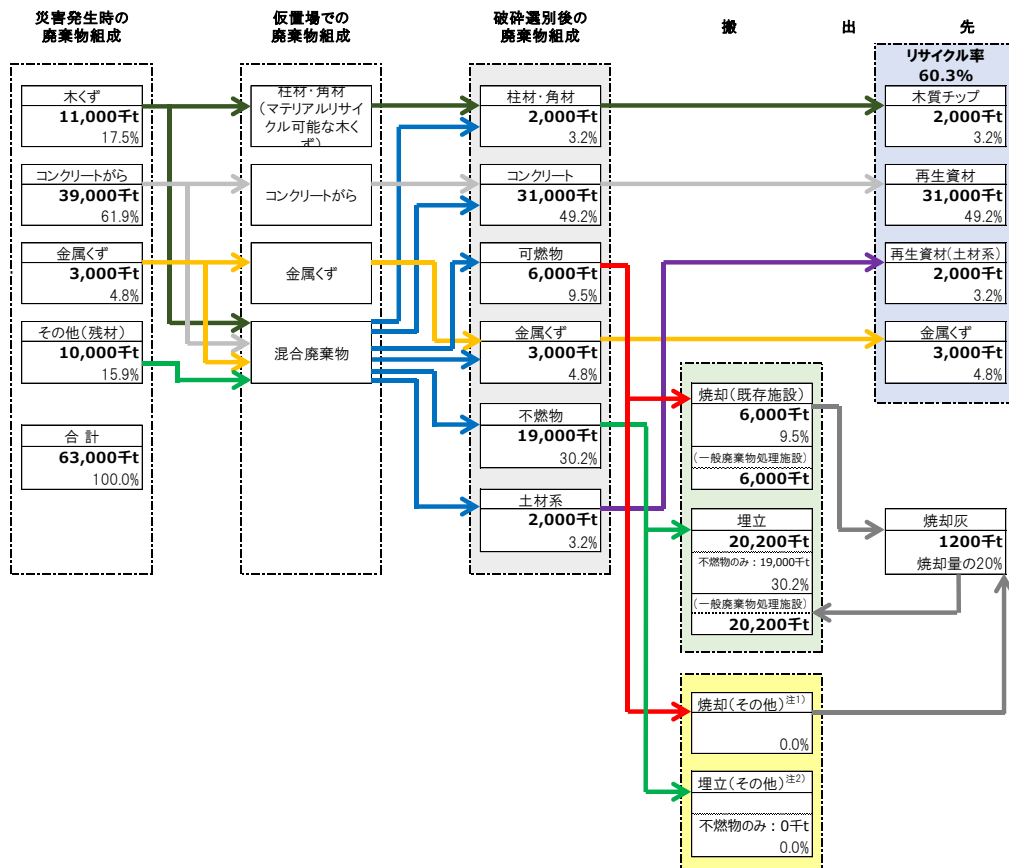
想定災害	全 体			中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	がれき類発生量	リサイクル量	リサイクル率		
①南海トラフ巨大地震	63,000 t	38,000 t	60.3%	6,000 t	20,200 t
②養老-桑名-四日市断層帯地震	141,000 t	83,000 t	58.9%	14,000 t	46,800 t
③阿寺断層帯地震(南端から北西へ)	5,000 t	2,000 t	40.0%	1,000 t	2,200 t
④阿寺断層系地震(北端から南東へ)	10,000 t	5,000 t	50.0%	1,000 t	4,200 t

⑤高山・大原断層帯地震(北端から南西へ)	11,000 t	6,000 t	54.5%	1,000 t	4,200 t
⑥高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)	0 t	0 t	0%	0 t	0 t
⑦跡津川断層帯地震	17,000 t	9,000 t	52.9%	2,000 t	6,400 t
⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震(北端から南東へ)	41,000 t	24,000 t	58.5%	4,000 t	13,800 t
⑨長良川上流断層帯地震(北端から南へ)	19,000 t	11,000 t	57.9%	2,000 t	6,400 t
⑩長良川上流断層帯地震(南端から北へ)	2,000 t	1,000 t	50.0%	0 t	1,000 t
⑪屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震(南端から北東へ)	7,000 t	4,000 t	57.1%	1,000 t	2,200 t

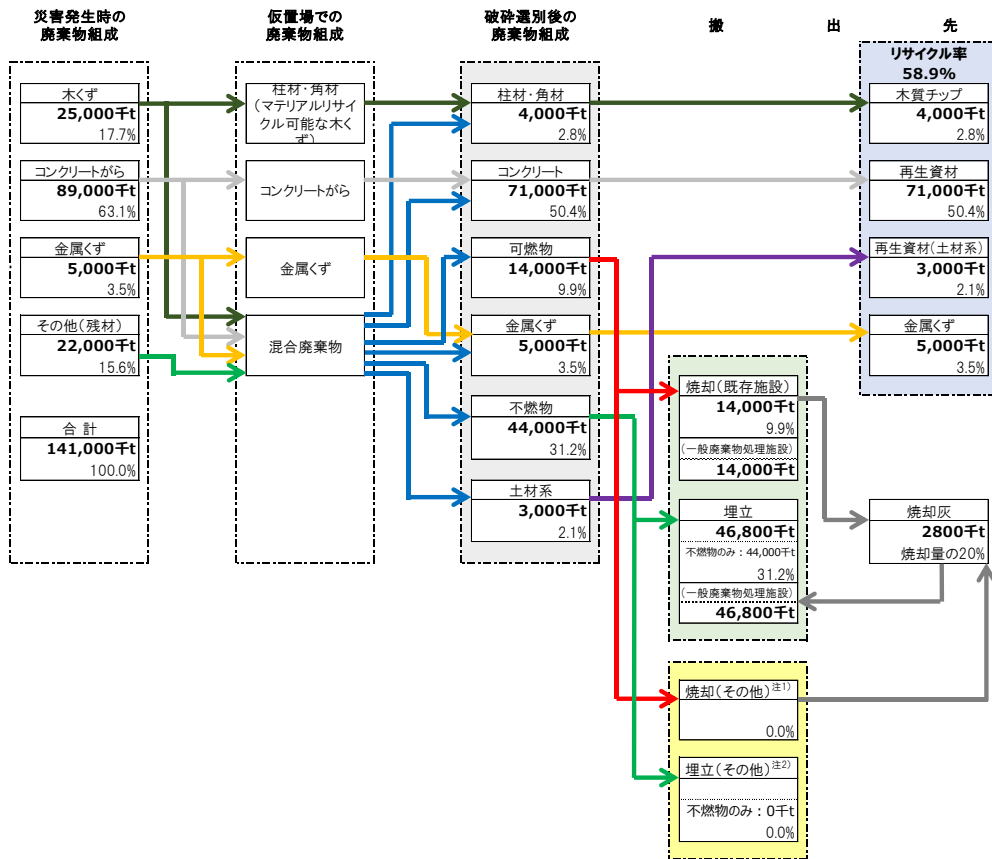
災害廃棄物処理の流れについては、地震ごとにフロー図として掲載します。(⑥高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)については、災害廃棄物が発生しないため省略しています。)

### 【災害廃棄物の処理フロー】

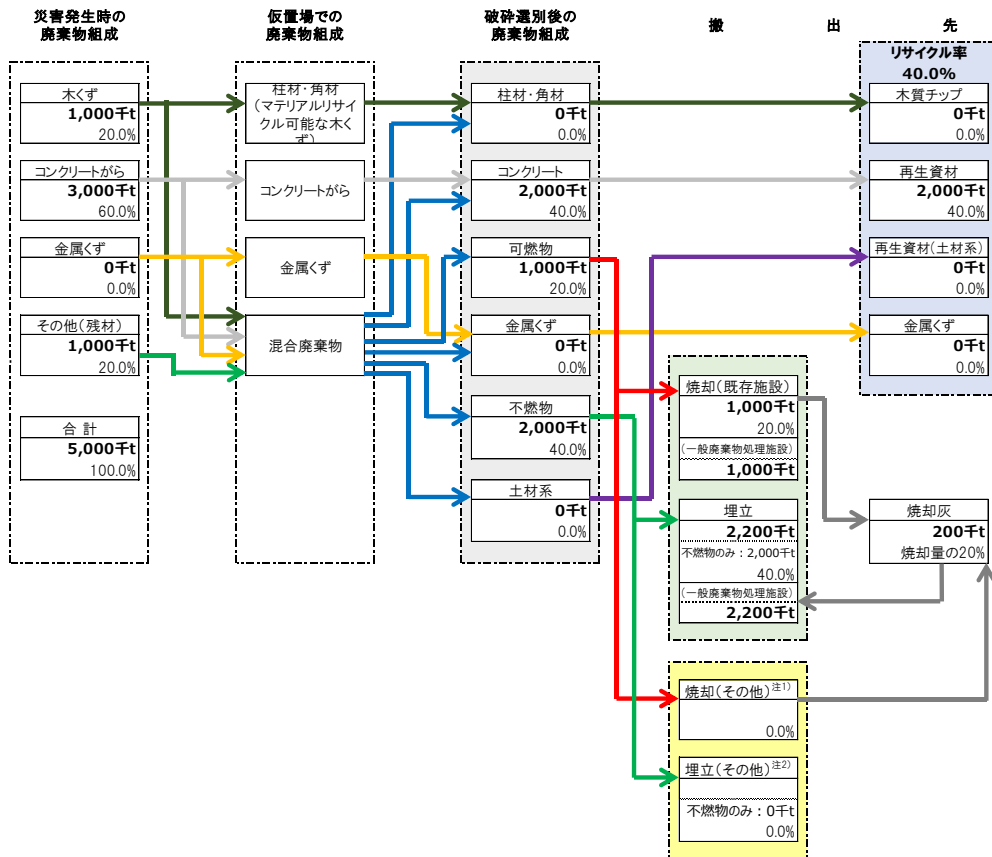
※①南海トラフ巨大地震の場合



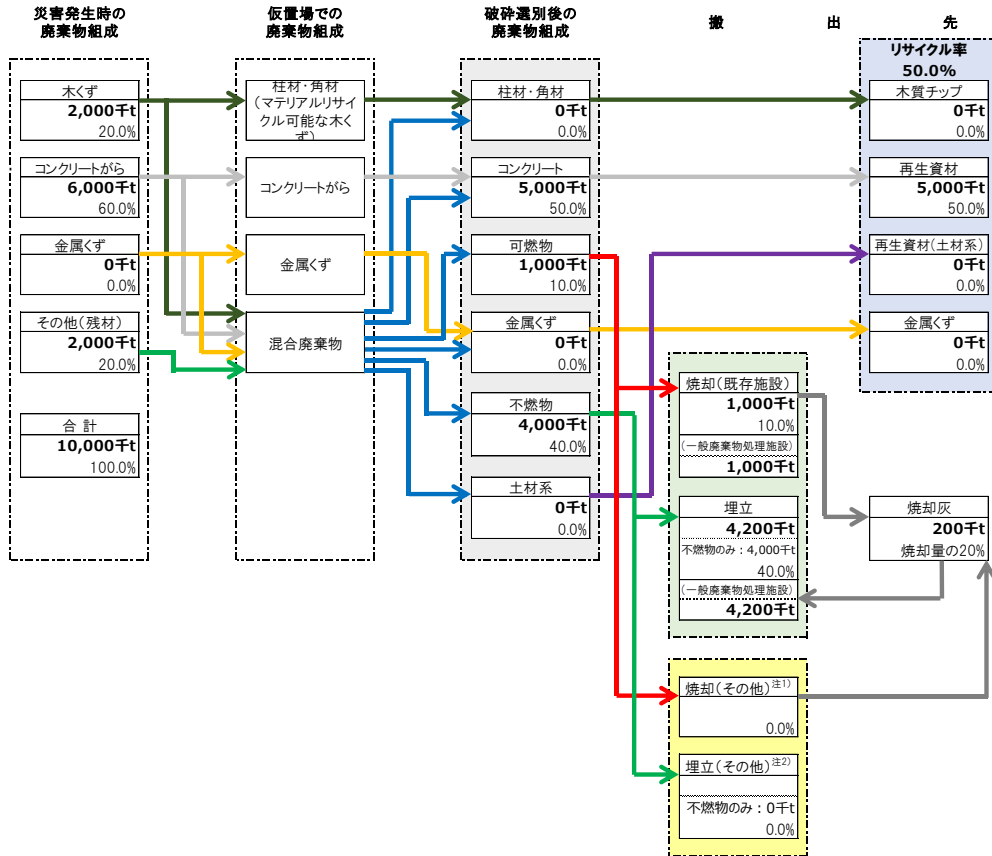
※②養老 - 桑名 - 四日市断層帯地震の場合



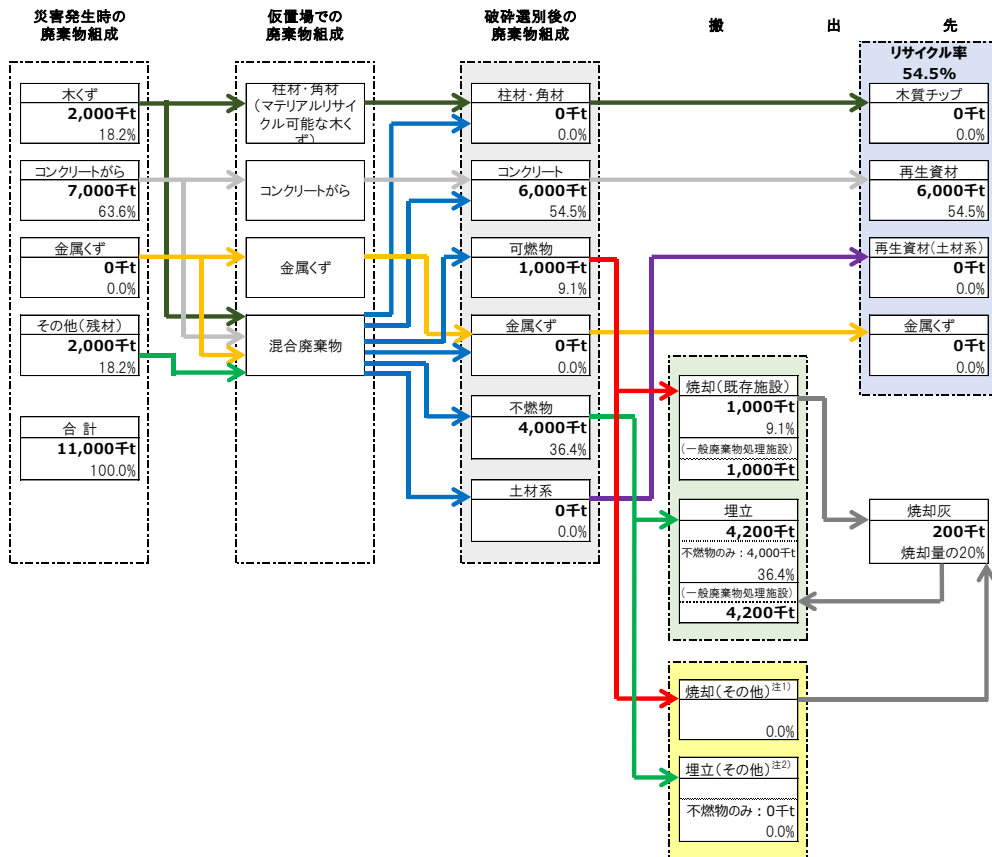
※③阿寺断層帯地震 (南端から北西へ) の場合



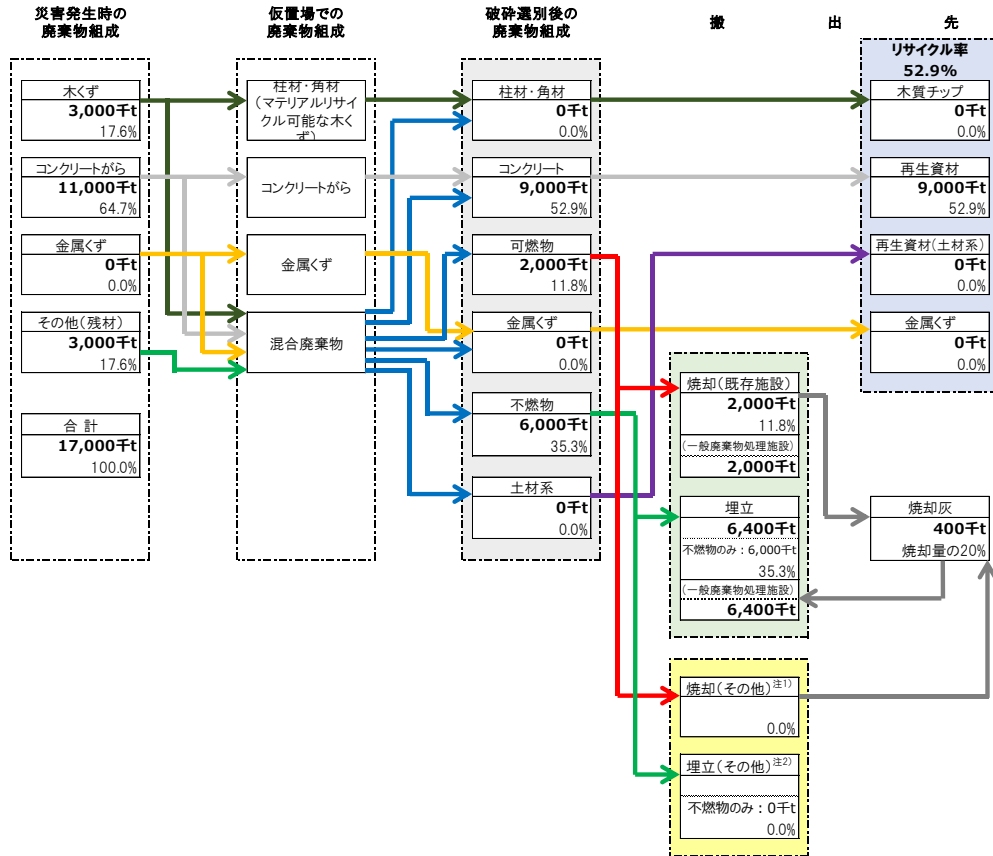
※④阿寺断層系地震（北端から南東へ）の場合



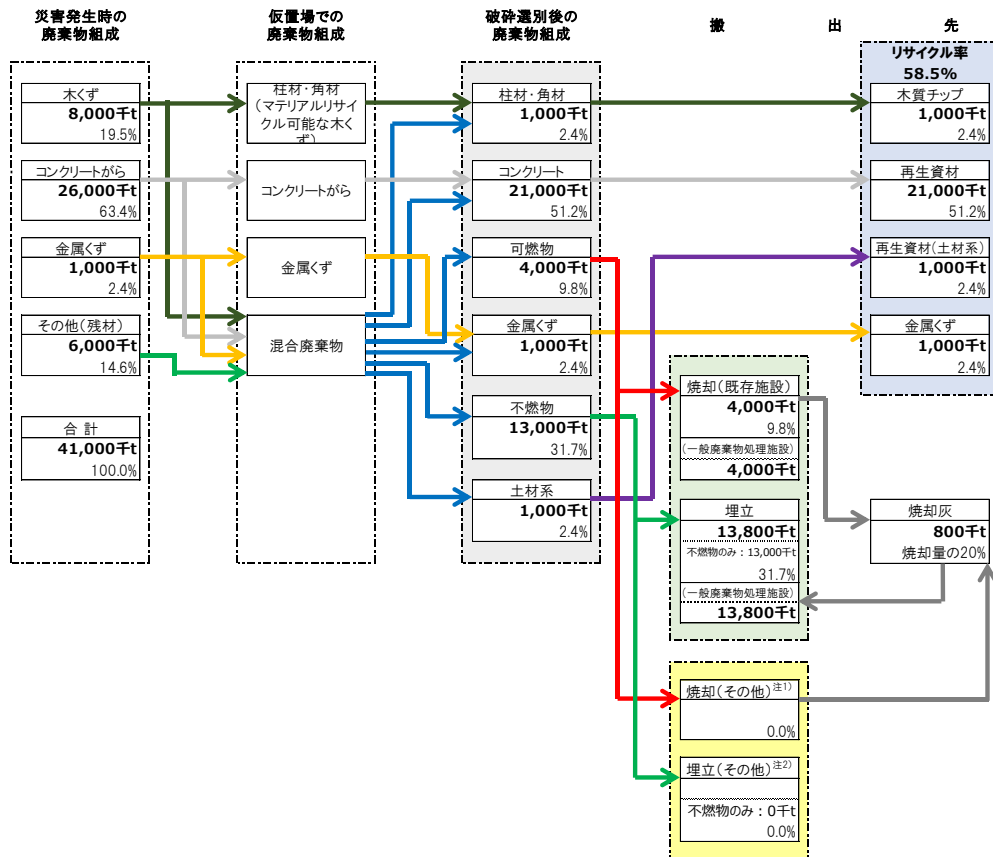
※⑤高山・大原断層帯地震（北端から南西へ）の場合



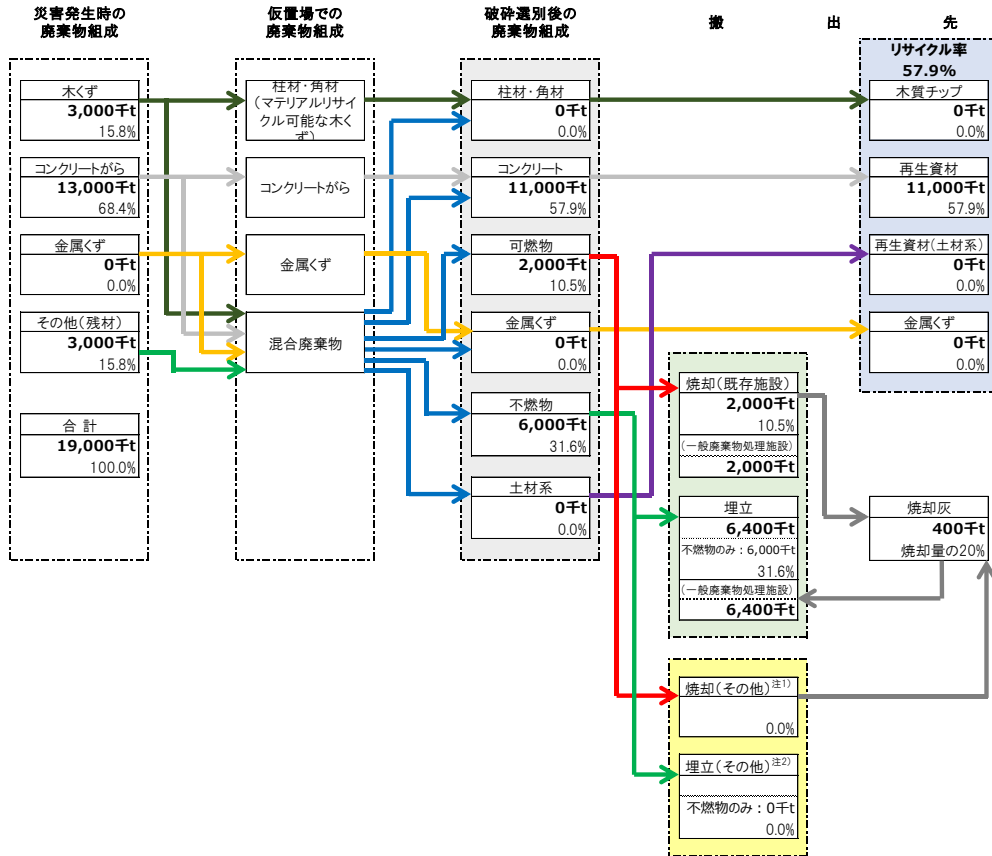
※⑦跡津川断層帯地震の場合



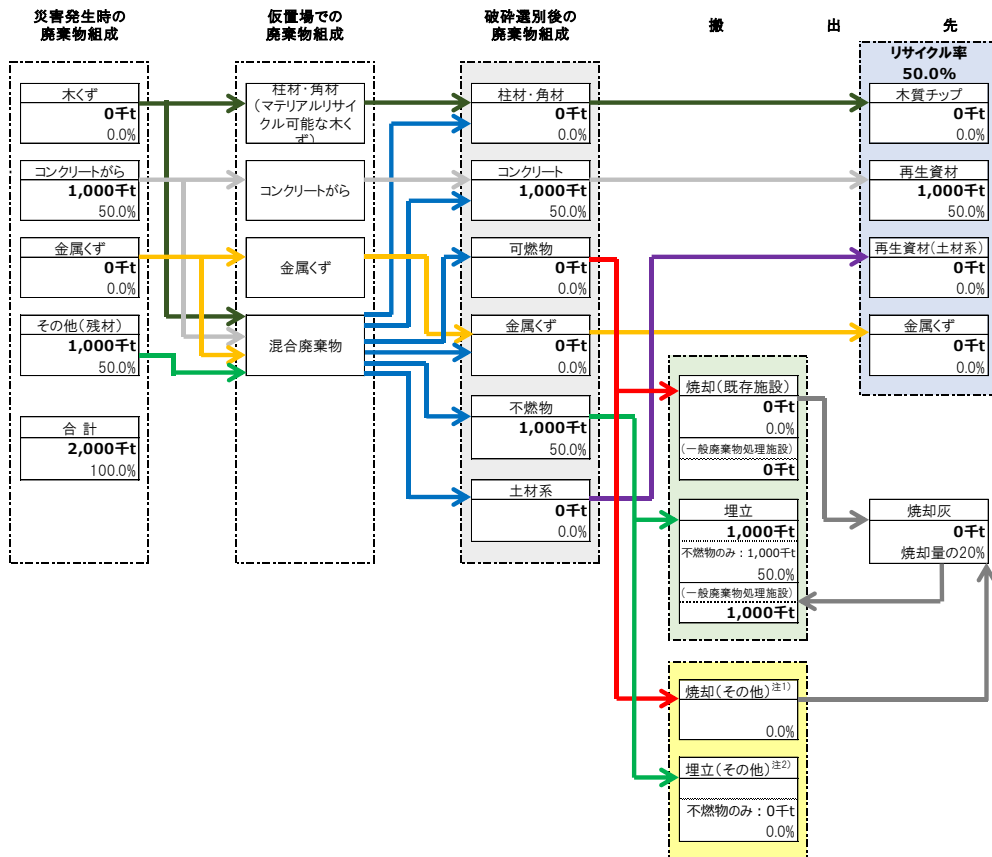
※⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震の場合 (北端から南東へ) の場合



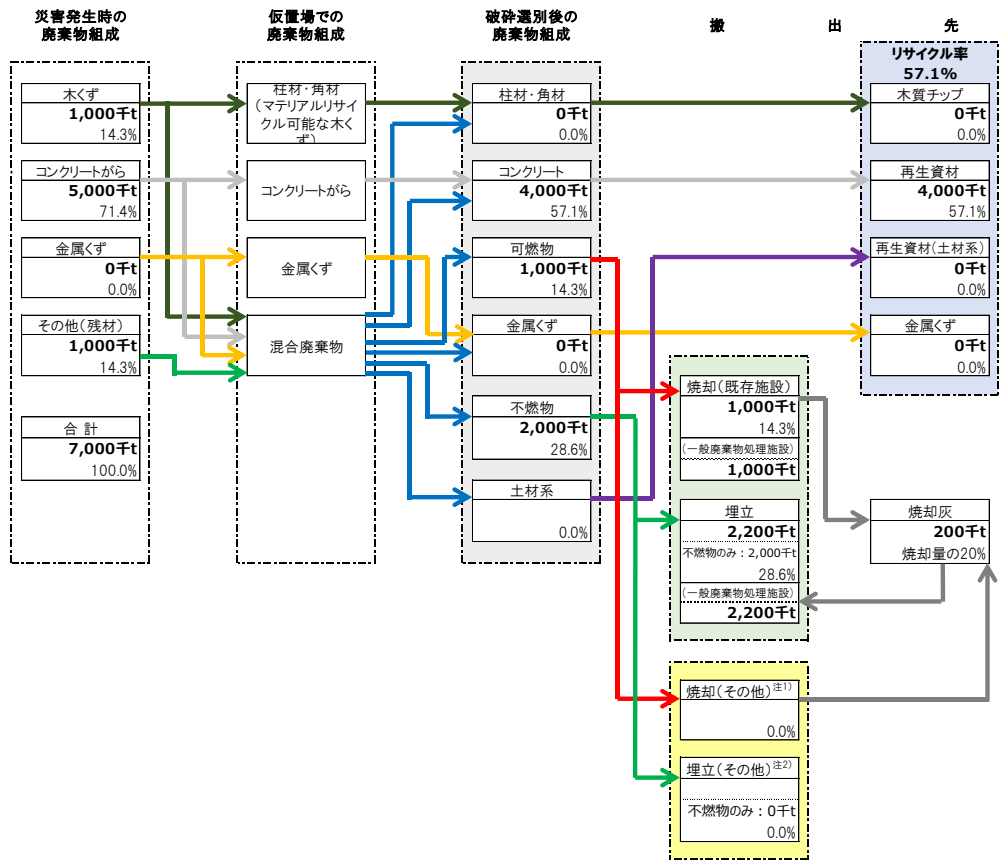
※⑨長良川上流断層帯地震（北端から南へ）の場合



※⑩長良川上流断層帯地震（南端から北へ）の場合



※①屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震の場合  
(南端から北東へ) の場合



## 5 し尿収集必要量の推計

し尿収集必要量及び仮設トイレ等必要基数は、災害廃棄物対策指針の技術資料に基づき算定しました。(算定されていない6つの地震については、上水道支障率(地震による上水道の被害率)の想定が公表されていないため、推計できていません。)また、町の地域防災計画では、仮設トイレ等は避難人員 200 人に対して2個以上ずつとしています。また、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府・平成 28 年 4 月)では、災害発生当初は約 50 人に1基、避難が長期化する場合は約 20 人に1基設置するとしています。

なお、発災後はボランティアの活動状況(参加人数)について把握したうえで、避難者の他、ボランティア人数分もし尿発生量を加算し推計する必要があります。

### 【災害時におけるし尿収集必要人数】

	災害時におけるし尿収集必要人数(人)				
	仮設トイレ等必要人数			し尿収集人口	合計
	避難者数	断水による 仮設トイレ等 必要人数	合計		
①南海トラフ地震	1,120	176	1,296	386	1,682
②養老-桑名-四日市 断層帯地震	2,302	5290	7,592	331	7,923
③阿寺断層系帯地震 (南端から北西へ)	81	132	213	435	648
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	172	66	238	431	669
⑦跡津川断層帯地震	280	194	474	426	900

### 【仮設トイレ等必要基数】

	し尿収集 必要量 (L/日)	必要人数あたり仮設トイレ等設置数(基)		
		初動期 75人※	応急対応期 50人	長期化 20人
①南海トラフ地震	4,407	17	26	65
②養老-桑名-四日市 断層帯地震	20,758	101	152	380
③阿寺断層系帯地震 (南端から北西へ)	1,698	3	4	11
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	1,753	3	5	12
⑦跡津川断層帯地震	2,358	6	9	24

※阪神・淡路大震災において、ほとんど苦情が出なくなった基数

### 【算定式】

し尿収集必要量＝災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量  
 ＝(①仮設トイレ必要人数＋②非水洗化区域し尿収集人口)×③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数(人)＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

避難者数(人)：避難所へ避難する住民数

(出典：「平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 岐阜県」)

断水による仮設トイレ必要人数（人）＝{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）}×上水道使用率  
×1／2

（出典：「日本の廃棄物処理平成30年度版」）

総人口（人）：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

（出典：「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ作成業務（平成16年3月）岐阜県」で示された上水道被害率を使用。なお、想定地震のうち、複合型東海地震は南海トラフ地震に、関ヶ原－養老断層系地震は養老－桑名－四日市断層帯地震に読み替えて使用した。また、避難者数は「輪之内町地域防災計画」、水洗化人口・非水洗化人口は令和3年末時点の輪之内町内処理人口の数字を使用。）

②非水洗化区域し尿収集人口（人）＝汲取人口－避難者数×（汲取人口／総人口）

汲取人口：計画収集人口（人）

③1人1日平均的排出量＝2.62L/人・日（県平均）

（出典：「日本の廃棄物処理平成30年度版」3. (1)し尿処理状況の推移）

### 【バキューム車、し尿処理施設の能力】

バキューム車 タンク容量(t)	台数
10.4	1
10.0	1
3.4	1
3.0	8

し尿処理施設	大垣衛生センター（大垣衛生施設組合）
所在地	大垣市荒川町852番地
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着）
処理能力	340k1／日（し尿54k1／日、浄化槽汚泥286k1／日）

## 6 避難所ごみ量の推計

避難所の1人当たりごみ排出量は平常時以下であると考えられることから、避難所ごみにより、ごみ処理必要量は増加しないと推測します。

避難所ごみ発生量は、災害廃棄物対策指針の技術資料に基づき算定しました。

### 【算定式】

避難所ごみの発生量＝避難者数×発生原単位

避難者数：避難所における避難者数（人）

発生原単位：収集実績に基づき市町村ごとに設定する。

〔参考〕626 g/人・日（県平均）

（出典：「平成30年度一般廃棄物処理事業実態調査結果」

生活系ごみ（生活系ごみ収集量+集団回収量）1人1日当たりの排出量）

### 【避難所ごみ発生量】

	避難者数 (建物被害及び 焼失)	発生原単位 (県平均値) g/人・日	避難所ごみの 発生量 (t/日)
①南海トラフ地震	1,120	626	0.70
②養老-桑名-四日市断層帯 地震	2,302	626	1.44
③阿寺断層帯系地震 (南端から北西へ)	81	626	0.05
④阿寺断層帯系地震 (北端から南東へ)	160	626	0.10
⑤高山・大原断層帯地震 (北端から南西へ)	172	626	0.11
⑥高山・大原断層帯地震 (南端から北東へ)	0	626	0.00
⑦跡津川断層帯地震	280	626	0.18
⑧揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯 地震(北端から南東へ)	819	626	0.51
⑨長良川上流断層帯 地震(北端から南へ)	350	626	0.22
⑩長良川上流断層帯 地震(南端から北へ)			
⑪屏風山・恵那山及び猿投 山断層帯地震(南端から北 東へ)	32	626	0.02

## 7 がれき類の収集運搬に必要な収集運搬車両台数の推計

国が災害廃棄物対策指針の技術資料において「運搬車両の必要台数の算定方法」を策定中であるため、策定後にあらためて算定方法を検討します。

## 8 焼却施設等必要基数の推計

町は、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、目標とする期間内に処理するため、広域処理や仮設焼却炉、選別機等の必要能力・機種等を推計しました。

対象とする災害のうち、養老 - 桑名 - 四日市断層帯地震の場合、可燃物 13,992t が発生しますが、西濃環境保全センターにおける輪之内町分の災害廃棄物処理可能量 7,407 (t/3年) では不足します。そのため、広域処理の委託や仮設焼却炉の設置をしなければいけない可能性があります。

※仮設焼却炉の施設規模 (t/日) = 仮設焼却炉の焼却量 6,585 (t/3年) / 稼働日数 (310日/年)

上記の計算により、1年で全量を焼却する場合は、21.2 (t/日) の焼却炉能力が必要なものと推計されます。

## 9 廃棄物処理施設（焼却・最終処分）の処理可能量の推計

現状の稼働状況により、余力を算定し、処理可能量を推計しました。

(焼却施設の処理可能量は、3年のうち処理できる期間について、仮置場等での破碎・分別処理の期間及び過去の震災の経験から焼却施設の復旧期間を考慮して3ヶ月を見込 2.75年とするとともに、施設の点検期間を考慮し、2.75年における年あたりの施設の稼働日数を292日として推計)

### 【一般廃棄物焼却施設の処理可能量】

	処理能力 (t/日)	年間処理 能力 (t/年)	年間処理 実績(見込み) (t/年)	余力 (t/年)	災害廃棄物 処理可能量 (t/3年)*
西濃環境保全センター (西濃環境整備組合)	270	78,840	52,625	26,215	72,091
うち輪之内町分	10	2,796	1,866	930	2,557

※西濃環境整備組合：大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町

※3年間のうち処理できる日数：(3-0.25)年×365日/年×0.8=803日

※輪之内町分は、令和3年度実績値（家庭系一般廃棄物町回収分1,280t+事業系及び直接搬入一般廃棄物586t=1,866t）から算出。

### 【一般廃棄物最終処分場の処理可能量】

	埋立実績 (m <sup>3</sup> /年)	残余容量 (m <sup>3</sup> )	10年後 残余容量 (m <sup>3</sup> )	10年後 残余容量 (t)
西南濃粗大廃棄物処理 センター最終処分場	575	12,375	6,625	9,938
うち輪之内町分	19	407	218	327
輪之内町一般廃棄物最 終処分場	57	10,695	10,125	14,985
計	76	11,102	10,343	15,312

※西南濃粗大廃棄物処理組合：大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町

※容積 (m<sup>3</sup>)×1.5=重量 (t)

※西南濃粗大廃棄物処理センター最終処分場の輪之内町分の埋立実績は不明のため、組合市町村人口（令和2年

国勢調査 293,509 人) における輪之内町人口 (9,654 人) の構成比 3.29%により推計。

※輪之内町一般廃棄物最終処分場の令和3年度の埋立量は 85t

### ①可燃ごみ処理施設

施設名	西濃環境保全センター (西濃環境整備組合)
所在地	揖斐郡大野町下座倉 1375 番地の 1
処理方式	旋回流型流動床焼却炉及びガス化高温溶融炉
公称能力	90 t / 日 × 3 炉

### ②不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

施設名	西南濃粗大廃棄物処理センター (西南濃粗大廃棄物処理組合)
所在地	養老郡養老町有尾 663 番地
処理方式	二軸剪断式破砕機及び横型回転式破砕機による破砕処理
公称能力	70 t / 5 時間

### ③最終処分場

#### ア 輪之内町一般廃棄物最終処分場

所在地	輪之内町南波字村上地内
埋立対象物	瓦、レンガ、壁泥 (わらを含まないものに限る。)、コンクリート破片 (こぶし大の大きさまでとする。)
全体面積	7,623 m <sup>2</sup>
埋立面積	6,548 m <sup>2</sup>
埋立容量	31,193 m <sup>3</sup>

#### イ 西南濃粗大廃棄物処理センター最終処分場

所在地	養老郡養老町有尾字下池地内
埋立対象物	不燃ごみ (破砕残渣)
全体面積	10,100 m <sup>2</sup>
埋立面積	30,600 m <sup>3</sup>
埋立容量	サンドイッチ方式

## 10 災害廃棄物の仮置場の必要面積の推計

町は、迅速な災害復旧及びがれき類の分別・リサイクルを図るための仮置場を早期に確保できるよう、必要となる仮置場の必要面積を算定するとともに、公有地を優先に候補地を選定します。また、協定先を中心に民間事業者の土地なども候補地として検討します。

県は、仮置場が不足する事態を想定して、国有地及び県有地の中から仮置場設置検討対象用地のリストを作成します。また、市町村から、国有地又は県有地の利用希望があった場合には、発災時に仮置場として使用することができるよう、県は、国、県関係機関との調整を行います。

### 【仮置場の用途】

用途	説明
一時的な仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き</li> <li>住民が自ら持込む仮置き</li> </ul>
破碎・選別等の作業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設破碎機等の設置及び処理作業（分別・選別等）を行うための用地</li> </ul>
保管用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理施設的能力以上に搬入される災害廃棄物の保管</li> <li>最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管</li> <li>需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管（再資源化物のみの仮保管は除く）</li> <li>コンクリートがら等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管</li> <li>焼却灰や有害廃棄物・危険物等の一時的な保管</li> </ul>

仮置場の必要面積は、下記に示す算定式を用いて、想定災害ごとに推計しました。

### 【算定式】

仮置場必要面積（最大で必要となる面積）

$$= \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量：災害廃棄物の発生量(t)

見かけ比重：可燃物 0.4(t/m<sup>3</sup>)、不燃物 1.1(t/m<sup>3</sup>)

積み上げ高さ：5 m

作業スペース割合：1

### 【想定災害ごとの災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積、充足率】

	①南海トラフ地震	②養老-桑名-四日市断層帯地震	③阿寺断層系地震(南端から北西へ)	④阿寺断層系地震(北端から南東へ)	⑤高山・大原断層帯地震(北端から南西へ)	⑥高山・大原断層帯地震(南端から北東へ)
災害廃棄物発生量(重量t)	63,000	141,000	5,000	10,000	11,000	0
災害廃棄物発生量(体積m <sup>3</sup> )	75,000	168,000	7,000	12,000	13,000	0
必要面積(m <sup>2</sup> )	30,000	67,200	2,800	4,800	5,200	0

	⑦跡津川 断層帯地震	⑧揖斐川－武 儀川(濃尾)断層 帯地震(北端か ら南東へ)	⑨長良川上 流断層帯地 震(北端から南 へ)	⑩長良川上 流断層帯地 震(南端から北 へ)	⑪屏風山・恵那山 及び猿投山断層帯 地震(南端から北東 へ)
災害廃棄物発生量 (重量t)	17,000	41,000	19,000	2,000	7,000
災害廃棄物発生量 (体積m <sup>3</sup> )	21,000	50,000	23,000	2,000	8,000
必要面積 (m <sup>2</sup> )	8,400	20,000	9,200	800	3,200

## 11 水害によるがれき類発生量の推計

水害により発生する廃棄物は、浸水に伴う家財等が排出され混合廃棄物が多くなり分別作業がより必要となること及び焼却処理する場合に発熱量を確保するため助燃料の投入が必要となることに配慮が必要です。

水害によるがれき類発生量の推計は、「水害廃棄物対策指針（平成17年6月）環境省」の添付資料に従い推計しました。

	床上浸水 (棟数)	床下浸水 (棟数)	床上浸水 (t/世帯)	床下浸水 (t/世帯)	がれき類 発生量 (t)	備考
大樽川	6	205	3.79	0.08	39	
長良川	3,016	335	3.79	0.08	11,457	hは1で計算
揖斐川	2,848	503	3.79	0.08	10,835	hは1で計算
牧田川	20	4	3.79	0.08	76	図上

※世帯数：3,351      世帯：令和4年1月末日

### 【算定式】

$$Q = N \times h \times q$$

Q： 水害によるがれき類発生量

N： 被害区分別の建物棟数〔床上浸水、床下浸水〕(棟)

h： 1棟当たりの世帯数(世帯/棟)

q： 1世帯当たりのがれき類発生量〔原単位〕(t/世帯)

・床上浸水(浸水深0.5m以上)3.79(t/世帯)

・床下浸水(浸水深0～0.5未満)0.08(t/世帯)



## 第2編 災害廃棄物対策



## 第2編 災害廃棄物対策

大規模地震が発生した場合、建物等被害からのがれき類や、避難所からのごみ・し尿問題など、一時的に大量のごみの発生が予想されます。

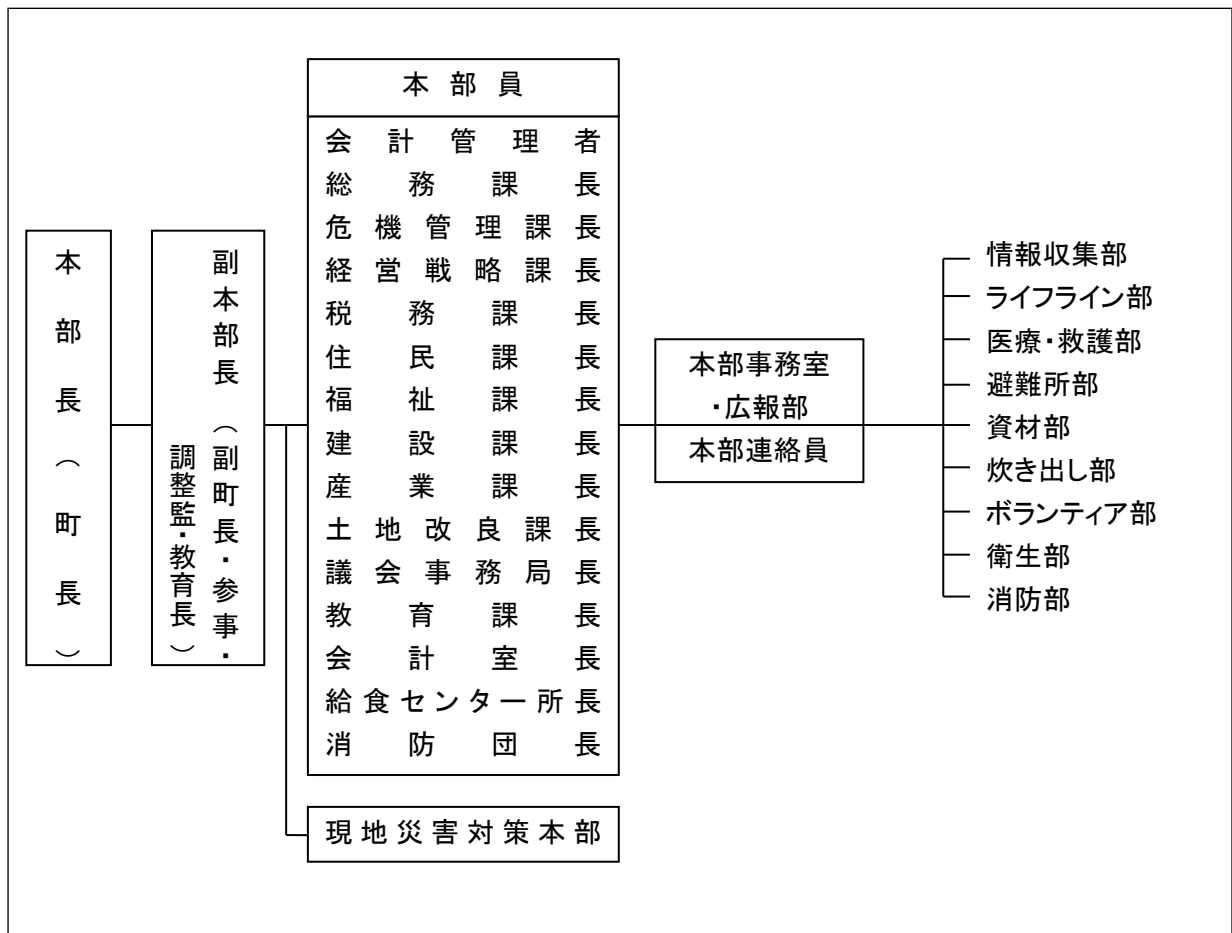
また、交通の途絶等に伴い、一般家庭ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難になることも予想されることから、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

### 第1章 災害予防（発災前）

#### 第1節 組織体制・指揮命令系統

##### 1 災害対策本部

本計画で想定する災害が発生したときは、輪之内町地域防災計画に基づき、町長を本部長、副町長、参事、調整監、教育長を副本部長とし、各課長、会計室長、消防団長を本部員とする災害対策本部が設置されます。



## 2 部の設置

災害対策本部が設置されたときは、町地域防災計画に基づき、本部に衛生部（住民課長）が設置され、災害時における清掃等の実施に関すること及びごみ処理及びし尿処理に関することを実施するとともに、関係各部と協力し、がれき等の災害廃棄物の処理に取り組みます。また、情報収集部（経営戦略課長）は交通の確保及び応急復旧対策を、ライフライン部（建設課長）は上下水道施設の被害調査及び応急復旧、資材部は応急住宅対策を実施します。

## 3 事務分掌

初動期は24時間勤務等となることを想定した組織構成とします。

### (1) 基本的な編成（町が災害廃棄物処理を行う場合）

衛生部に清掃班を設置し、西濃環境整備組合、西南濃粗大廃棄物処理組合及び大垣衛生施設組合と協力の上、ごみ処理班とし尿処理班に区分し班編成を行います。

なお、障害物の除去やがれき等の災害廃棄物は災害対策本部が統括し、衛生部と関係各部が協力し廃棄物対策を行います。要員の追加が必要な場合は、本部長の指示により、各課から応援職員を動員します。

### (2) 業務内容

業 務	業務内容
統括	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部との連絡調整</li><li>・広域応援の実施に関する連絡調整（市町村、他都道府県、国、事業者団体）</li><li>・災害廃棄物処理全般の進行管理</li><li>・災害廃棄物発生量の推計</li><li>・災害廃棄物処理実行計画の作成支援</li></ul>
情報収集	<ul style="list-style-type: none"><li>・一部事務組合、県事務所等からの情報収集</li><li>・災害査定対応</li><li>・国庫補助関係事務</li></ul>
処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・し尿処理 (仮設トイレ等の設置、維持管理、撤去 し尿の収集・運搬)</li><li>・避難所・生活ごみ処理 (避難所及び一般家庭のごみの収集・運搬、処理)</li><li>・災害廃棄物処理 (仮置場の設置、運営管理、撤去) (がれき・家屋の解体撤去事業の管理運営) (災害廃棄物の収集、仮置場・処理施設への運搬) (災害廃棄物の処理、環境対策等)</li></ul>
広報等	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民広報 (ごみ・し尿収集、仮設トイレ、仮置場、解体撤去等)</li><li>・家屋解体の受付窓口の設置</li><li>・その他問合わせ対応</li></ul>

## 第2節 職員への教育訓練

計画の内容を平常時から職員に周知し、災害時に計画が有効に活用されるよう職員の教育訓練を継続的に行ないます。教育訓練は、災害時に情報が混乱することを避けるため、防災訓練において情報伝達訓練や災害を想定したシミュレーション訓練を実施し、職員の教育訓練を継続的に行います。

また、災害廃棄物の処理に関する知見を得るため、過去の地震災害や水害における災害廃棄物処理に関する研修会を開催するなど、人材の育成を図ります。

上記教育訓練により計画の課題を抽出し、必要に応じて計画を継続的に見直します。また、関係団体等の参加を促し、より実践的な訓練の実施に努めます。

### 第3節 情報収集・連絡

#### 1 災害対策本部から収集する情報の項目

関係各部が災害対策本部から収集する情報項目は、下表のとおりとします。

区 分	情報収集項目	目 的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所名</li> <li>・ 各避難所の収容人数</li> </ul>	避難所ごみ及びし尿の処理必要量の把握
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の全壊及び半壊棟数</li> <li>・ 建物の焼失棟数</li> </ul>	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道・道路の被害及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の被害状況</li> <li>・ 断水の状況と復旧の見通し</li> <li>・ 下水処理施設の被害状況</li> <li>・ 主要な道路、橋梁の被害状況と復旧の見通し</li> </ul>	インフラの状況把握

#### 2 県へ報告する情報の項目

町が県へ報告する情報項目は、下表のとおりとします。

区 分	情報収集項目	目 的
避難所ごみ・し尿の収集・処理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集運搬状況</li> <li>・ 処理状況</li> <li>・ 必要な支援内容</li> </ul>	広域応援の実施
廃棄物処理施設の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の被害状況</li> <li>・ 復旧見通し</li> <li>・ 必要な支援内容</li> </ul>	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮置場の設置場所と規模</li> <li>・ 必要資材の調達状況</li> </ul>	
廃棄物発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物発生量の推計値</li> </ul>	
腐敗性廃棄物、有害廃棄物・危険物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腐敗性廃棄物の種類・量、発生状況</li> <li>・ 有害廃棄物の種類・量、発生状況</li> <li>・ 危険物の種類・量、発生状況</li> </ul>	生活環境の保全

#### 3 関係機関との連絡体制

国、県の廃棄物担当部局、市町村、一部事務組合、事業者団体とは、電話、電子メール等、通信可能な方法により連絡を取ります。

## 第4節 協力支援体制

### 1 自衛隊、警察、消防との連携

町は、自衛隊・警察・消防に対し、災害廃棄物に関する必要な情報を提供できるよう情報収集します。

(自衛隊・警察・消防への情報提供項目と情報収集担当)

項目	情報収集担当
被災者の捜索救助や道路啓開のための災害廃棄物の撤去に必要な情報（仮置場の場所、廃棄物処理施設への進入路）	町
廃PCB等の有害廃棄物、消火器等の危険物の所在情報、取扱方法	有害物質を規制する法律を所管する機関
思い出の品、貴重品の搬送先・搬送方法	町

### 2 県及び地方自治体との連携

本町では、県内自治体との間で災害時の応援協定を締結しています。災害廃棄物処理に当たっては、本町が主体となり処理を行うことを基本としますが、被害状況に応じて、災害支援協定等に基づき他自治体に協力・支援を要請します。

また、県は、県内市町村と「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（平成10年3月30日）」を締結しています。協定において、災害廃棄物の処理のために必要な車両、施設の提供がされることとされており、被災市町村からの要請により、県は支援体制を構築します。

協定名	協定先	概要
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村会	災害廃棄物の処理のために必要な車両、施設の提供

### 3 民間事業者との連携

民間事業者と締結している災害廃棄物処理に係る協定は以下のとおりです。なお、災害廃棄物は産業廃棄物に性状が近いものが多く、民間の産業廃棄物処理施設において処理することも可能です。廃棄物処理法第15条の2の5第2項では、非常災害のための応急措置として、処理する廃棄物の性状が同様であれば産業廃棄物処理施設において一般廃棄物の処理をする場合、特例として処理を開始した後の届出でよいことと規定しています。

また、し尿処理においては早急な対応が必要となるため、災害時は被害状況に応じて一部事業組合をはじめとする民間事業者に協力を要請します。さらに発災直後においては、がれき類等の撤去、運搬などの面で地元建設業者団体等との連携が重要であり、土木部局と予め道路啓開の実施手順や方法についての協議を行うなど、発災前から連携体制を構築する必要があります。

協定名	協定先	概要
災害時応援協力に関する協定	輪之内町建設業協会	社会基盤施設の応急復旧
災害時応援協力に関する協定	輪之内町緊急対策協議会	社会基盤施設の応急復旧
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	SKY. J. ワールド(株)	災害救助物資輸送道路の確保及び維持作業 応急復旧活動を阻害している車両等の除去

#### 4 広域処理

円滑で効率的な災害廃棄物の処理を進めるため、平常時により他自治体等との広域処理に関する廃棄物処理法の手続きや契約方法等について準備します。また、被災側・支援側の両面の手続き等についても準備しておきます。

処理業務の委託契約は、基本的に被災自治体と支援自治体との間で締結しますが、県域を越えた地域ブロックや、複数の地域ブロックにまたがり広域処理を行う場合は、県及び国がその調整を行うため、本町は県及び国へ被害状況や災害廃棄物発生量等について報告する必要があります。

県内の市町間の協力体制は、「県市町村間協定書」が締結されており、被害状況に応じて市町が個別に調整し支援を要請します。また、県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに、中部圏の自治体等で構成する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会においては、これらの協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行うこととされています。

#### 5 事務委託

大規模災害時には、県が市町村に代わり災害廃棄物の処理の一部を実施する場合があります。本町においても事務委託を行う場合は、県計画等を参考として必要な手続きを行います。併せて、具体的にはどのような業務が事務委託となるか事前に県と調整する必要があります。

なお、災害廃棄物の処理に係る経費は委託元が負担する必要があるため、災害廃棄物処理に係る費用の補助金申請は、本町がその役割を担うこととなります。事務委託をするに当たっては、地方自治法第252条の15に基づき規約を定めることとし、以下の項目について記載します。

- ・ 委託する自治体及び委託を受ける自治体
- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ・ そのほか、委託事務に関し必要な事項

#### 6 ボランティアとの連携

発災後には、被災家屋等の片付け、それに伴う災害廃棄物の搬出等に多くの人員が必要となります。

そのため、本部を通じて災害ボランティアセンターに支援を要請しますが、ボランティア活動開始時に災害廃棄物の分別品目や搬出方法、有害物・危険物等の取扱いについて説明します。

## 第2章 発災後対策（応急対策期）

### 第1節 基本方針等

#### 1 基本方針

災害廃棄物を処理するに当たっての、本町の基本方針は以下のとおりです。

##### （1）衛生的かつ迅速な処理

避難所におけるごみ、し尿等については、防疫の観点からも公衆衛生の確保を最優先事項として取り組みます。

##### （2）計画的な対応・処理

大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置、有効な処理施設の運用により効率的に処理します。

また、既存処理施設での処理が困難な場合は、他自治体や民間施設、仮設処理施設（直営、委託）等での処理を検討します。

##### （3）分別・再資源化の徹底

住民、事業者等に対して排出時の分別を周知徹底し、再資源化を推進することで、焼却処理量、最終処分量の削減に努めます。

ただし、可能な限り分別した上で、やむを得ず分別不能な品目や状況が発生した場合には、公衆衛生等の確保の観点から合理的な処理方法を速やかに検討します。

##### （4）安全・環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理に当たっては、現場作業の安全性を十分に確保しつつ、周辺的生活環境に配慮します。

#### 2 処理期間

本町における災害廃棄物の処理期間は、発災後に国が策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を参考に、災害廃棄物処理実行計画を作成し、最長で収集・撤去に2年、最終処理に3年とします。

ただし、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を再設定します。

また、3年で災害廃棄物を処理するとした場合の処理スケジュールは次のとおりですが、解体等によって生じるがれき類を順次仮置場に搬入し、2年以内には一次仮置場から災害廃棄物を撤去します。



## 第2節 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物の処理主体は災害廃棄物が発生した被災自治体であることから、本町は災害廃棄物発生量や廃棄物処理施設能力、職員の被災状況などを踏まえて、本計画を基本として、災害廃棄物の処理指針を含む災害廃棄物処理実行計画を策定することとなります。

県は、町の実行計画策定において、町が災害廃棄物を発災後3年以内に処理できないことが明らかとなった場合、又は一般廃棄物処理施設が災害により使用不能になり復旧に相当な時間を要する場合には、本町の要請に基づいて、県市町村間協定書による災害廃棄物処理の広域応援体制を構築することとなっています。

なお、災害により町の行政機能が喪失して自らが災害廃棄物の処理をすることができない場合、本町は県に事務委託を申請し、県が災害廃棄物処理を行うこととなります。

### ■発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

災害応急対応を実施する時期は、人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があり、被害状況の全貌が明らかとなっていない時期でもあります。

災害が発生したときは、被災市町村、被災都道府県は必要な人員を確保しながら組織体制を整備し、あらかじめ定めた処理計画に基づき、被害の状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物の撤去、処理手法等が可能かどうか確認を行います。

また、災害廃棄物の撤去など初動期において必要な予算を確保します。

災害に伴う廃棄物の処理には、

- ①道路上の災害廃棄物の撤去
- ②倒壊の危険性のある建物の解体・撤去
- ③生活ごみ等の処理（仮設トイレ等し尿の処理、避難所ごみ、粗大ごみの処理等）
- ④災害廃棄物の処理

がありますが、これらは重点的に対応すべき時期が異なります。

応急対応時には、道路上の災害廃棄物の撤去や仮設トイレ等の設置など緊急性の高い作業から順に行う必要があることから、計画的・総合的な作業の実施が求められます。

なお、水害時は、大雨等の予報が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備するとともに、防災部局と協力して、住民等に対して浸水しないよう予防策を講ずることを呼びかけ、水害廃棄物の発生を最小化するよう努めます。

### 第3節 組織体制・指揮命令系統

輪之内町地域防災計画に基づき災害対策本部が設置された場合には、第1章に示した組織体制・指揮命令系統を確立する等の、事前に検討した震災対応業務を可能な限り早期に実施するものとなります。

本町内で震度5弱以上の地震が発生したときは、勤務時間外の場合は直ちに職場に参集し、勤務時間中はその場で各部を組織します。

発災後の初動期以降には、災害の規模、被災状況、職員の被災状況などを勘案し、応援要請を含めた組織体制の見直しを行います。

また、災害廃棄物処理を担当する組織は、道路障害物の撤去・運搬、建物の解体・撤去、仮置場の閉鎖についての原状回復などの重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に必要な土木・建築職を含めた組織体制とします。

発災後には、土木・建築職を含めた必要な人員を速やかに確保すると共に、時系列毎に様々な協力が必要となるため、長期にわたり人員を確保できるよう検討します。

なお、町内で職員の手配がつかない場合、必要な職種、人数を検討し、支援地方公共団体等に人的支援を要請します。

## 第4節 情報収集・連絡

### 1 発災直後

災害廃棄物等の迅速で円滑な処理を行う観点から、災害が発生した直後より、町は廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量等について情報収集を行います。

また、人命救助を優先しつつ、次の情報について優先順位をつけて収集し県へ連絡します。

#### ①被災状況

- ・ライフラインの被害状況
- ・避難箇所と避難人員の数及び仮設トイレ等の必要数
- ・一般廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
- ・産業廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、最終処分場等）の被害状況
- ・有害廃棄物の状況

#### ②収集運搬体制に関する情報

- ・道路情報
- ・収集運搬車両の状況

#### ③発生量を推計するための情報（現状を視察のうえ確認する）

- ・全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数
- ・水害の浸水範囲（床上、床下戸数）

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図ります。

①関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図ります。

②職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図ります。

③迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間事業者団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めます。

## 第5節 協力・支援体制

本町は、災害廃棄物処理に関し、国、支援地方公共団体、事業者団体、災害廃棄物処理支援団体へ取りまとめた情報を提供するとともに、支援要請を行います。

廃棄物対策関係部は、被災家屋の片づけなどのボランティアについて問い合わせがあった場合は、地域防災計画に基づき、災害対策本部を紹介します。

### 1 自衛隊・警察・消防との連携事項

発災初動期においては、まず人命救助を優先しなければならないことから、迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があるため、連携方法等を検討します。

自衛隊・警察・消防との連携にあたって留意する事項は、人命救助やライフライン確保のための災害廃棄物の撤去対策、思い出の品の保管対策、貴重品等の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策などが想定されます。

廃棄物対策関係部は、災害対策本部の受援チームを通じて災害廃棄物の撤去に関する必要な情報を情報提供します。

項目	内容
道路啓開のための情報	啓開を要する場所、災害廃棄物搬入先（場所、ルート）
安全確保のための情報	有害物質使用施設・保管場所、危険物保管場所等
貴重品などの情報	思い出の品、貴重品等の保管先・方法

### 2 国、応援地方公共団体との連携事項

本町は、以下の事項について、情報を収集し、国・県・応援地方公共団体、民間事業者との連携に努めます。

- 災害廃棄物の発生状況
- ゴミ、し尿の収集運搬・処理の状況
- 避難所設置状況、仮設トイレ等の設置状況及び避難所ごみの発生状況
- 災害廃棄物処理の支援要請
- 県内の応援市町村による災害廃棄物の広域処理体制
- 災害廃棄物処理の支援（財政、人員派遣、廃棄物処理の特例措置）の要請

### 3 事業者団体、災害廃棄物処理支援団体との連携事項

本町は、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体などとの災害支援協定に基づき協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備します。

なお、県は以下の措置を講じるものとします。

- 仮設トイレ等のし尿の収集運搬について、岐阜県環境整備事業協同組合との無償団体救援協定書に基づく同組合への支援の要請。
- 避難所ごみの収集運搬について、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合に対し「無償団体救援協定書」に基づく支援の要請。
- 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会との「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく同協会への災害廃棄物の撤去、処分等への支援の要請。
- 岐阜県土木建築解体事業協同組合及び岐阜県解体・建廃事業協同組合との「災害時の応援協力に関する協定」に基づき両組合への建設解体重機等による被災者の救助支援の要請。

## 第6節 一般廃棄物処理施設等

### 1 一般廃棄物処理施設等の安全性の確認・補修

本町は、一般廃棄物処理施設の被害状況及び復旧の見通し及び運搬ルート被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行います。

### 2 し尿処理

本町は、避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ等（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置します。

設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行います。

また、備蓄している仮設トイレ等を優先利用し、不足する場合は災害支援協定に基づいて建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得るものとします。

- 避難所の既設トイレが使用できない場合、仮設トイレ等を設置し、災害発生当初（初動期）は避難者約 80 人あたり 1 基の確保を目指し、応急対応期には 50 人あたり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人に 1 基とします。
- 仮設トイレ等のし尿は、設置の翌日から収集します。
- 仮設トイレ等の設置状況に応じ、1 か月程度は浄化槽の収集（清掃）よりし尿の収集を優先します。
- 発災後は施設の安全点検・補修を行いきる限り早期に運転を再開します。

なお、県は以下の措置を講じるものとします。

- 県は、仮設トイレ等のし尿の収集運搬について、町の要請により、岐阜県環境整備事業協同組合との「無償団体救援協定書」に基づいて同組合に支援を要請します。
- 県は、し尿の処理に関し、町の要請に基づき、処理先、処理量等について、被害が軽微なし尿処理施設、下水道施設及び岐阜県各務原浄化センターでの処理を調整します。
- 下水道施設でし尿処理をする場合の留意事項
  - ・ 下水道の管理者は、処理能力を超える搬入がされないよう処理状況を把握し、処理能力を超える恐れがあるときは、管理者は搬入中止等の判断を行い、被災市町村に搬入中止等を通知します。
  - ・ 下水道の管理者は、下水道終末処理場にはし尿処理施設のようにし尿を直接投入する設備が整備されておらずマンホールから投入する必要があることから、作業上の注意点等を整理し作業員に周知徹底します。
  - ・ 下水道の管理者は、下水道終末処理場には専用の受入槽がないため一度に大量の受け入れができないことから搬入時間の調整を行い、被災市町村に通知します。

### 3 避難所ごみ

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行います。そのため本町は、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行います。

- ①避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- ②応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

●	避難所ごみは発災後 3～4 日後（特に夏季は早期の収集が必要）には収集運搬を開始します。
●	通常的生活ごみの収集のうち、可燃ごみは生ごみを含むため優先的に収集しますが、資源ごみについては可燃ごみを優先的に処理するため、一時的な収集の休止や、収集頻度の低減を行います。
●	ガスの供給が停止した場合はカセットコンロの使用量が増えるため、収集作業時はガスボンベによる発火事故に注意します。
●	断水が続いている場合には、弁当がらやカップ麺等の食品容器やペットボトル等の飲料容器が大量に発生することに留意します。
●	避難所の開設・閉鎖の情報を災害対策本部から収集し、収集運搬体制・ルートを随時作成・更新します。

なお、県は、避難所ごみの収集運搬について、本町から支援要請があったときは、岐阜県環境整備事業協同組合及び岐阜県清掃事業協同組合との協定により、両組合に対して、支援協力を要請するものとします。

#### 【災害時の避難所ごみ・生活ごみの処理優先順位】

優先順位	ごみの種類	特徴	管理方法等
↑ 高    ↓ 低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関との調整が必要。	専用容器に入れて分別保管し早急に処理
	使用済み簡易トイレ（し尿）	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉して管理する必要がある。	密閉して分別保管し早急に処理
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。	ビニール袋などに入れて分別保管し早急に処理
	その他燃えるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。	分別保管し資源として処理
	不燃ごみ、資源ごみ	不燃ごみ、資源ごみについては、保管が可能ならばできるだけ家庭や避難所で保管する。	資源ごみは、分別保管し資源として処理

#### 【その他の留意点】

- 廃棄物の腐敗に伴うハエなど害虫の発生や、生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、避難所を管理・運営する主管部局や衛生主管部局と連携を図り、次の事項について対応。
  - ①害虫等の発生状況や課題の把握等
  - ②害虫等の駆除活動
- 害虫駆除にあたっては、専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布。
- 避難所において発生する注射針（特に、個人管理のインシュリン注射針）や血が付着したガーゼなどの感染性廃棄物について、次の事項を検討。
  - ①安全保管のための専用容器の設置・管理
  - ②収集方法に係る医療機関との調整（回収方法、処理方法等）

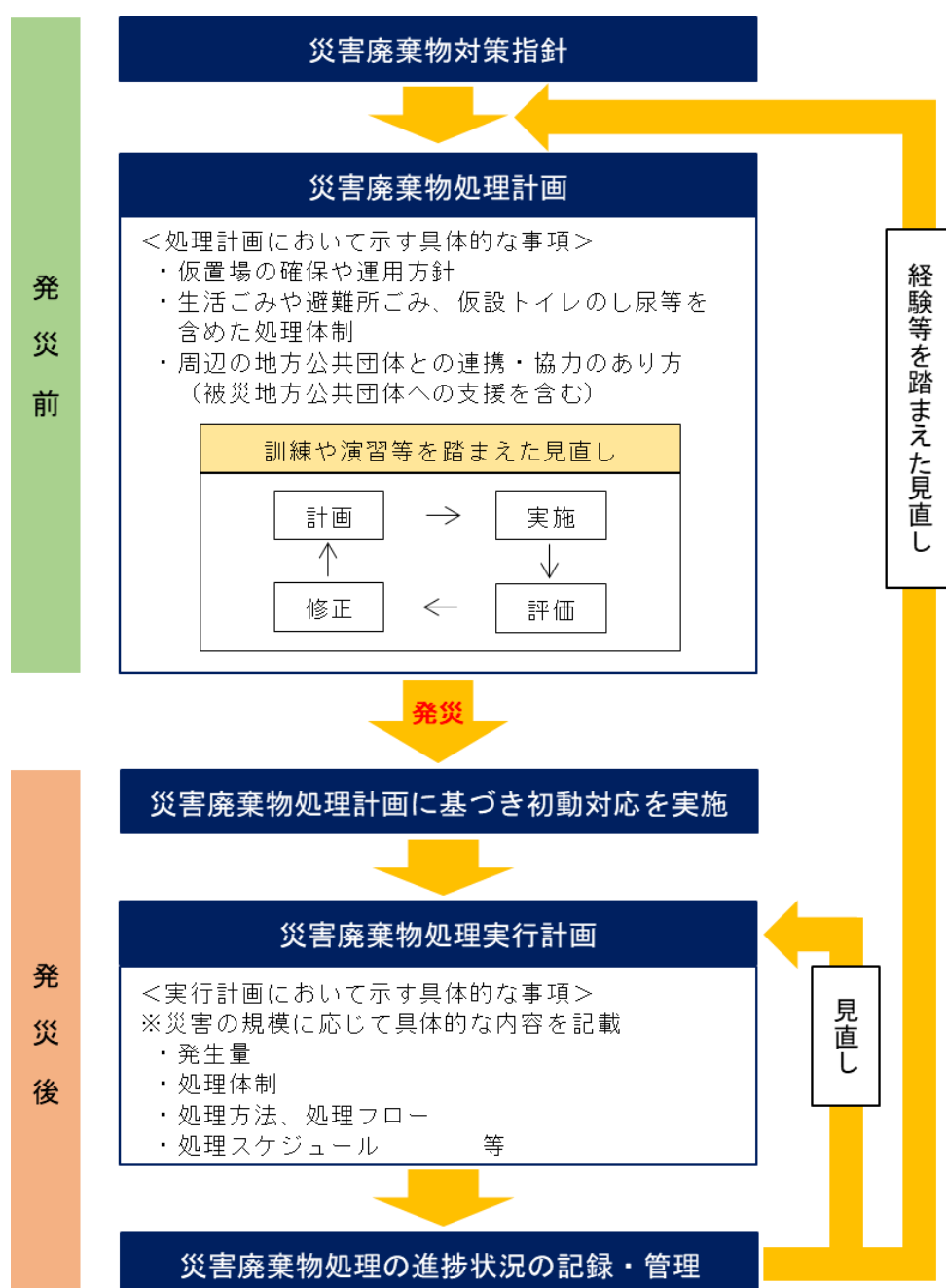
## 第7節 災害廃棄物処理

### 1 災害廃棄物処理実行計画の作成

本町は、環境省で作成する災害廃棄物の処理指針及び町災害廃棄物処理計画を基本として、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、地域の実情に配慮した処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成します。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともありますが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

なお、県は、被災市町村の災害廃棄物処理実行計画作成を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うとともに、本町からの地方自治法に基づく県への事務委託により災害廃棄物処理を実施することとなった場合、処理の基本方針を含む実行計画を作成することとしています。



災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け

## 2 発生量・処理可能量・処理見込み量

本町は、発災後における実行計画の作成、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえて、「災害廃棄物処理の推計」の手法を参考に、災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行うものとし、推計結果は定期的に相互に照らし合わせをするとともに、被害の判明状況及び災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて見直していきます。

なお、処理しなければならない量（処理見込み量）は、建物所有者の解体意思や、流出した災害廃棄物の取扱いなどにより異なり、処理を進めていく上で選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を把握する必要があります。

## 3 処理スケジュール

本町は、平常時に検討した処理スケジュールをもとに、次に示す実際の被害状況等を踏まえた処理スケジュールを検討します。

- ①職員の被災状況
- ②災害廃棄物の発生量
- ③処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量 など

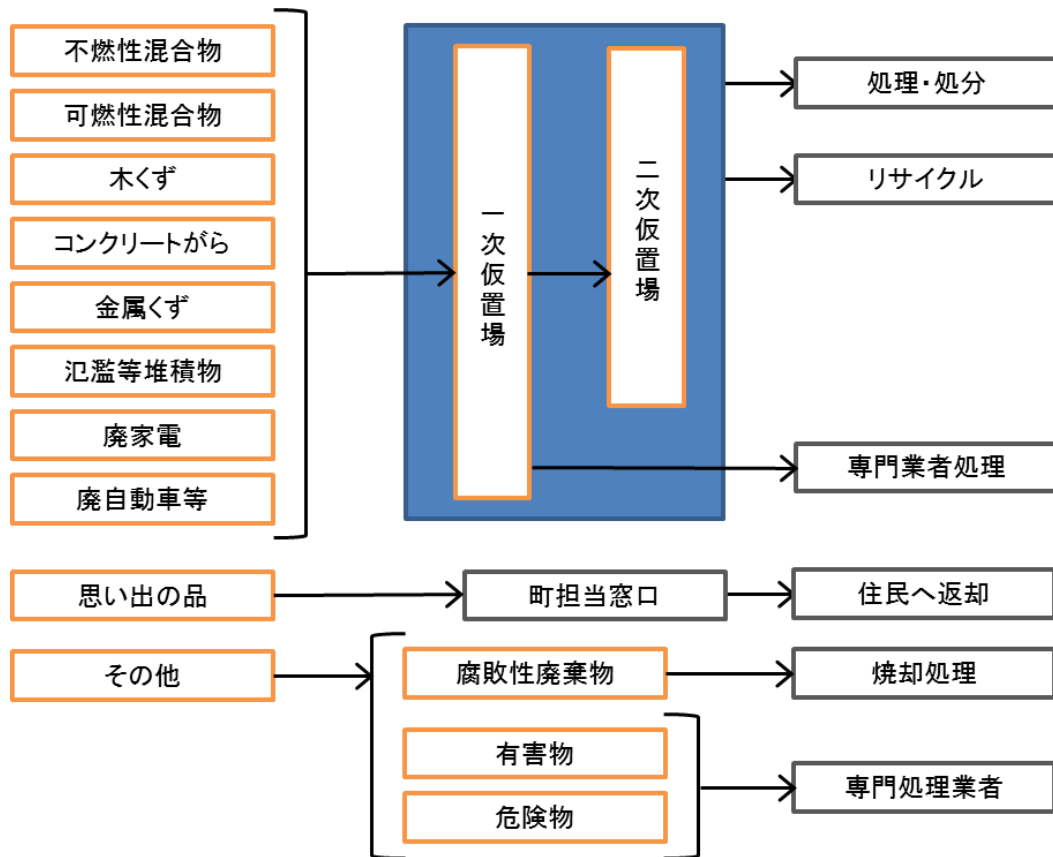
スケジュールの作成に当たっては、次の緊急性の高いものを優先し、関係部局と調整して作成します。

なお、木くずについては時間が経過すると腐敗して再資源化が困難となることから、廃棄物の種類に留意してスケジュールを作成する必要があります。

- ①道路の啓開に伴うがれき類の撤去
- ②仮設トイレ等のし尿処理
- ③有害廃棄物の回収
- ④倒壊の危険性のある家屋等の解体・撤去
- ⑤腐敗性廃棄物の処理

#### 4 処理フロー

処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、平常時に作成した処理フローを参考に、被災状況を加味して作成します。



#### 【仮置場の種類】

種類	内容
混合仮置場	・道路啓開や人命救助に伴い撤去された廃棄物を、分別せず一時的に保管する場所。
一次仮置場	・被災家屋などから排出される災害廃棄物や、生活空間に散乱した災害廃棄物を一時的に集約する場所。 ・廃棄物の分別保管を行うとともに、重機などを用いて粗破碎を行う場合もある。
二次仮置場	・一次仮置場では選別・保管・処理が出来ない場合に、災害廃棄物を搬入し保管・選別・再資源化を行う。 ・仮設焼却施設を設置して、焼却処理を行う場合もある。

※仮置場は、用地確保の観点から混合仮置場、一次仮置場、二次仮置場を同一敷地に設置。

ただし、一次仮置場は、住民の排出の利便性を考慮し、生活空間に近い場所（公園など）に設置する場合もある。

## 5 収集運搬

本町は、収集運搬体制を整備するに当たって、以下の基本方針に基づくとともに、平常時に検討した内容を参考とします。

●	所管部署と調整し、ボランティアによる被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知します。
●	災害廃棄物に、釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着します。
●	火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行います。
●	廃棄物処理に当たっては季節によって留意する事項が異なるため、台風等による収集運搬への影響を考慮します。

### ■収集運搬体制の整備に当たっての検討事項

収集運搬車両の位置付け	・緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	・有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ・冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ・夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	・戸別収集またはステーション収集（仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念される。） ・陸上運搬（鉄道運搬を含む）、水上運搬 （道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場合によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば、被災現場と処理現場を結ぶ経路に鉄道や航路があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。）
収集運搬ルート 収集運搬時間	・地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決する。 ・収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材	・水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
住民への周知	・収集ルートや日時などを住民に周知する
その他	・収集運搬車両からの落下物防止対策などを検討する。

## 6 仮置場

本町は、仮置場の設置や管理・運営等を以下の基本方針に基づき行ないます。

### <仮置場の必要面積の算定>

- 被害状況を反映した発生量をもとに必要な面積の見直しを行います。

### <仮置場の確保>

- 空地等は、自衛隊の野営場や避難所、仮設住宅等への利用も想定されることから、関係部局等と調整の上、仮置場を確保します。
- 仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地としますが、災害時には落橋、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直します。
- 仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地利用を勘察し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握します。
- 住民が仮置場へ災害廃棄物を自ら持ち込む場合は、遠隔にならないよう複数個所に仮置場を設けることを想定します。
- 仮置場の用地が私有地の場合は、平常時に検討したルールに基づき貸与を受けるものとします。
- 県は、本町からの要請に基づき、国有地もしくは県有他の使用について、国及び県機関との必要な調整を行うものとします。

### <仮置場の設置・管理・運営>

- 風が強い場所に仮置場を設置する場合は、災害廃棄物の飛散防止に留意します。災害廃棄物の飛散防止策として、散水の実施及び仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置またはフレキシブルコンテナバッグに保管するなどの対応を検討します。
- 汚水が土壌へ浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討し、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じます。
- 仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水が少ない種類の廃棄物を仮置きするなど土壌汚染防止に努めます。
- 被災現場において火災焼失した災害廃棄物については、有害物質の流出などの可能性があることに留意し、速やかに焼却処理を行うことが望ましいものの、仮置場へ搬入する場合は流出対策・土壌汚染対策を検討します。火災焼失した災害廃棄物は焼け焦げており、可燃物、不燃物、リサイクル可能なものなど分別することが難しくなることが想定されることから、それ以外のものと区別して別途保管します。

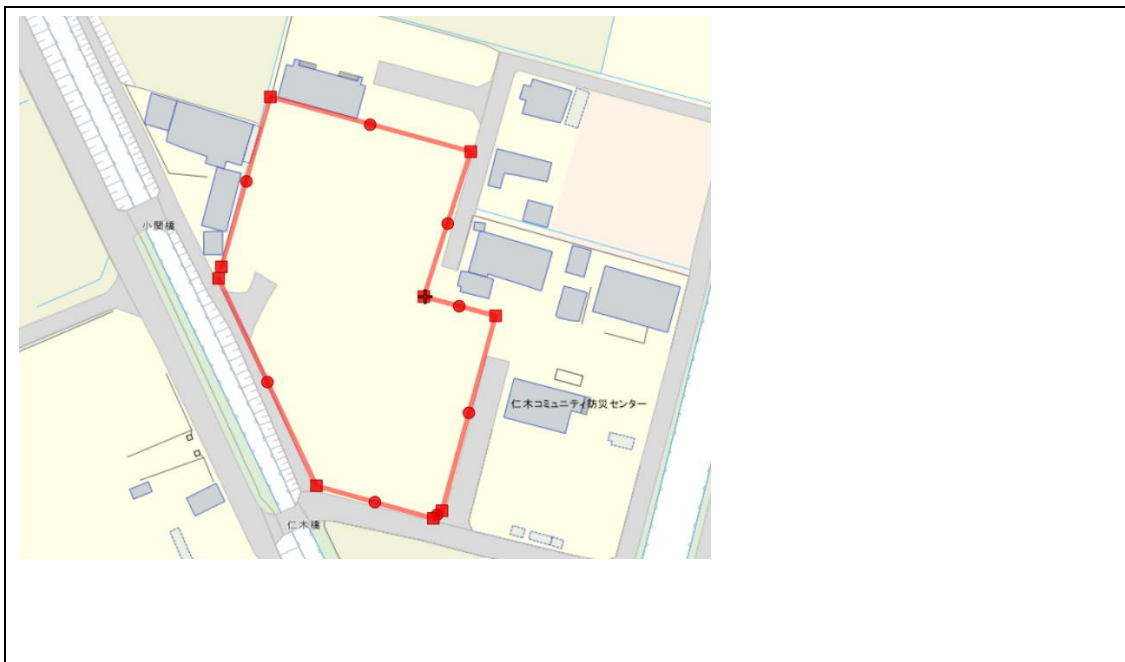
### <仮置場の候補>

施設名	住所	面積
農協跡地	輪之内町下大樽新田 426-2、427-3、427-4、428-2、448-2、449、450、451-1、451-2、452-1、461-5	5,300 m <sup>2</sup>
大藪小学校北駐車場	輪之内町大藪 583-1、584	1,900 m <sup>2</sup>
エコドーム東駐車場	輪之内町中郷新田 1511、1512、1513、1514-1	3,400 m <sup>2</sup>
大藪旧最終処分場	輪之内町大藪 2730-3、2730-14、2730-18、2730-19、2730-20、2730-21、2742-2	2,700 m <sup>2</sup>
南波最終処分場	輪之内町南波 572、573、587-1、588-1、589-1、590、591-1、592-1、592-2、592-3	7,600 m <sup>2</sup>
合計		20,900 m <sup>2</sup>

農協跡地

面積：5,300 m<sup>2</sup>

1次・2次仮置場候補地



出入口（南側 25m）接道 5 m

全景（南側より）

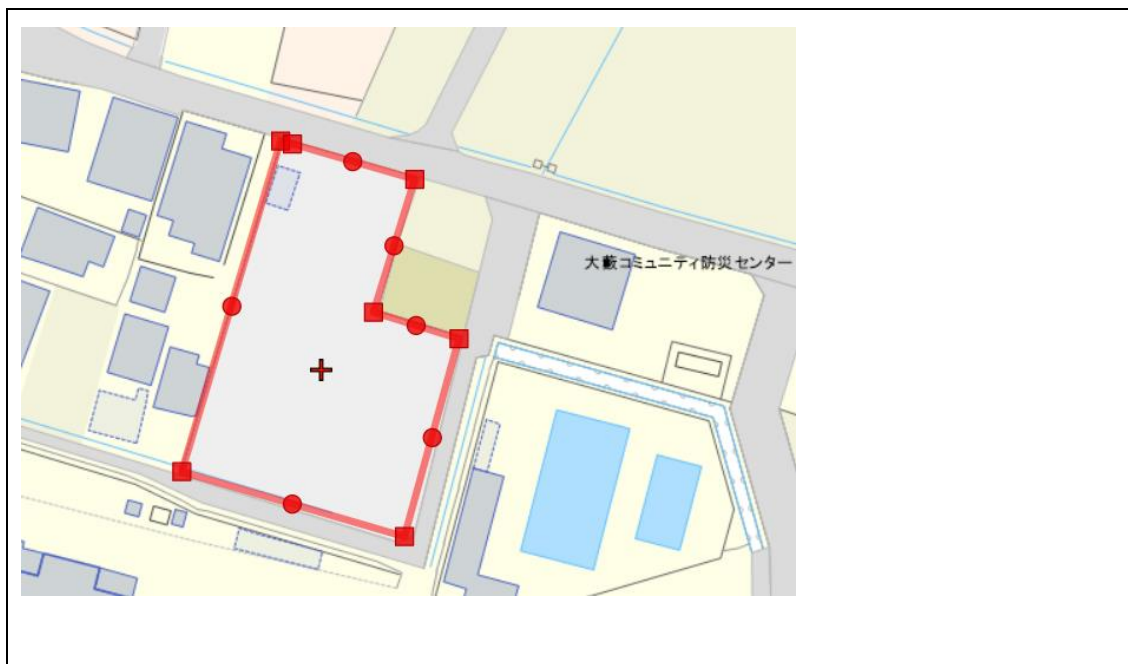
考慮すべき点（邪魔になるものや近隣建物について）

- ・ 川を挟んで近くに小学校がある。
- ・ 地面が土のため、鉄板などを敷くか、終了後に土の入れ替えが必要になる。
- ・ 防犯対策として周囲を囲う必要がある。
- ・ 応急仮設住宅設置候補地になっている。

大藪小学校北駐車場

面積：1,900 m<sup>2</sup>

1次仮置場候補地



出入口（15m）接道4m

全景（北側より）

考慮すべき点（邪魔になるものや近隣建物について）

- ・近くに小学校がある。
- ・防犯対策として周囲を囲う必要がある。
- ・応急仮設住宅設置候補地になっている。

エコドーム東駐車場

面積：3,400 m<sup>2</sup>

1次・2次仮置場候補地



南出入口（8 m）接道 7 m



全景（南側より）



東出入口（8 m）接道 4 m

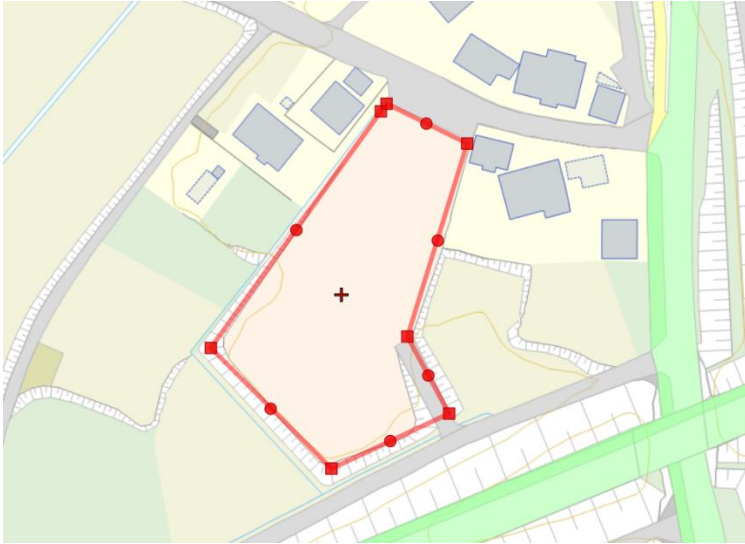
考慮すべき点（邪魔になるものや近隣建物について）

- ・文化施設が隣接する。
- ・地面が土のため、鉄板などを敷くか、終了後に土の入れ替えが必要になる。
- ・防犯対策として周囲を囲う必要がある。

大藪旧最終処分場

面積：2,700 m<sup>2</sup>

1次仮置場候補地



北側出入口（6 m）接道 4 m



全景（南側より）



南側出入口（4 m）接道 3 m

考慮すべき点（邪魔になるものや近隣建物について

- ・地面が土のため、鉄板などを敷くか、終了後に土の入れ替えが必要になる。
- ・防犯対策として周囲を囲う必要がある。

南波最終処分場

面積：7,600 m<sup>2</sup>

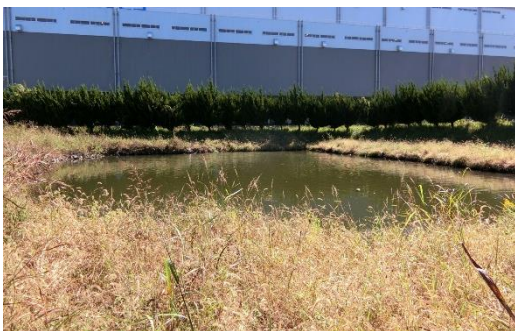
1次仮置場候補地



西側出入口 (m) 接道m



全景 (西側より)

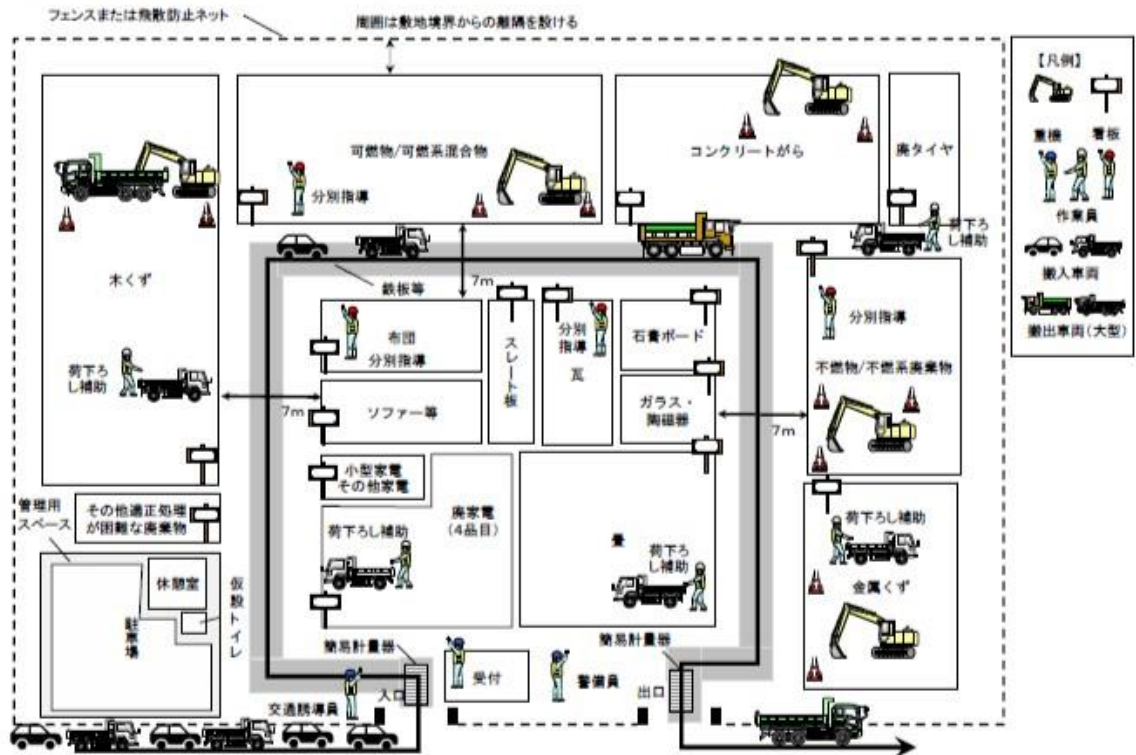


南東側の池 (北側より)

考慮すべき点 (邪魔になるものや近隣建物について)

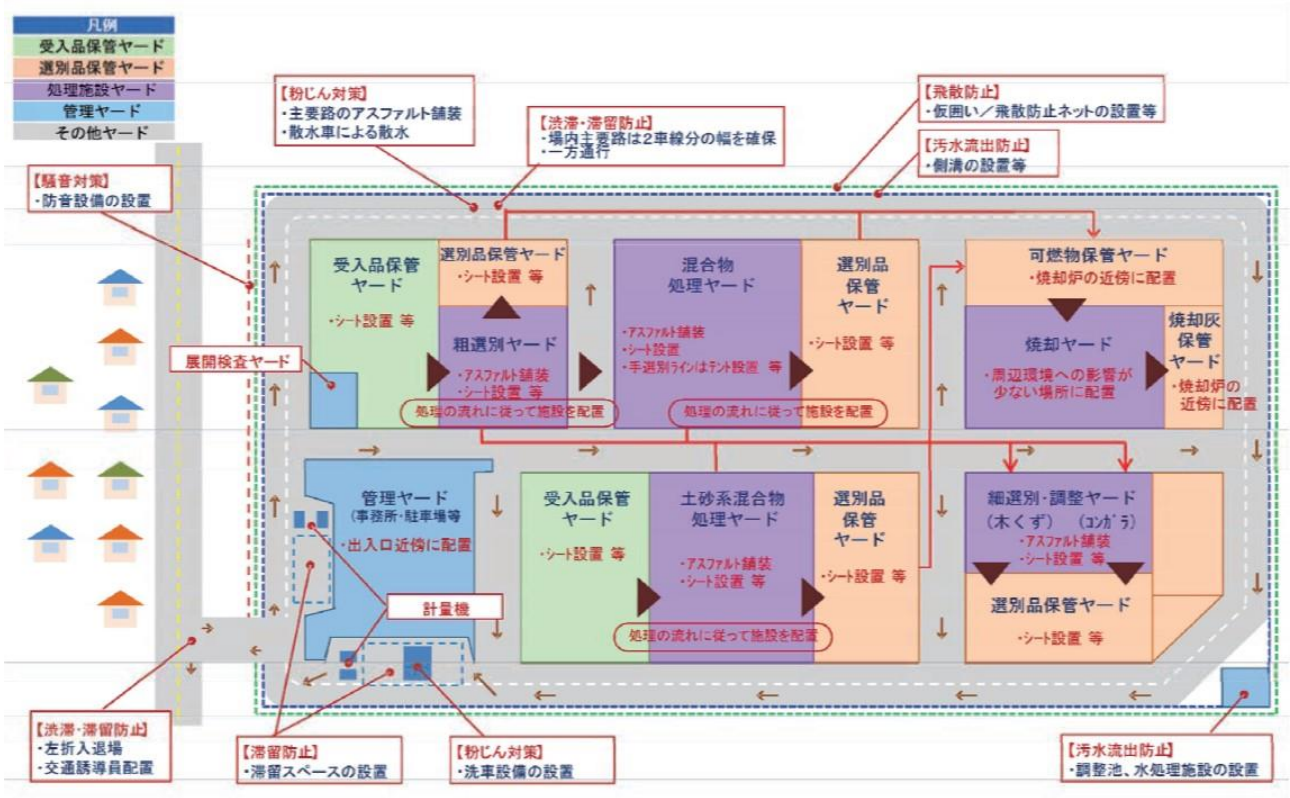
- ・地面ががれき類のため、鉄板などを敷く必要になる。
- ・最終処分場の機能との両立が必要となる。

■一次仮置場のレイアウト例



出典：災害廃棄物対策指針資料編 技 18-3 指針

■二次仮置場のレイアウト例



出典：災害廃棄物対策指針資料編 技 18-3 指針

## 7 環境対策、モニタリング、火災対策

本町は、環境対策、モニタリング、火災対策等を、以下の基本方針に基づき行ないます。

### <環境モニタリング>

- 地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行います。
- モニタリングを行う環境項目については、平常時に検討した内容をもとに、被災状況を踏まえ決定します。

### <悪臭及び害虫発生の防止>

- 腐敗性廃棄物を優先的に処理し、消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止します。
- 仮置場などにおいて悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の散布、シートによる被覆等の対応を検討します。薬剤の散布にあたっては専門機関に相談の上で実施します。

### <仮置場における火災対策>

- 仮置場における火災を未然に防止するための措置を実施します。また、万一火災が発生した場合に、二次被害の発生を防止するための措置も併せて実施します。
- 災害廃棄物が高く積み上がった場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵することでメタンガスが発生し、火災の発生が想定されます。火災の未然防止措置として、災害廃棄物の積み上げ高さの制限、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施します。また、日常から温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を行います。
- 万一火災が発生した場合に備え、初期消火のための消火栓、防火水槽、消火器の設置、作業員に対する消火訓練の実施により迅速な鎮火に努めます。なお、消火器は圧力容器であるため、破損・変形したものや水害または津波を受けたものは、作動時に破裂の恐れがあるため使用しないこととします。
- 万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行います。消火器や水などでは消火不可能な危険物に対しては消火砂を用いるなど、専門家の意見を基に適切に対応します。

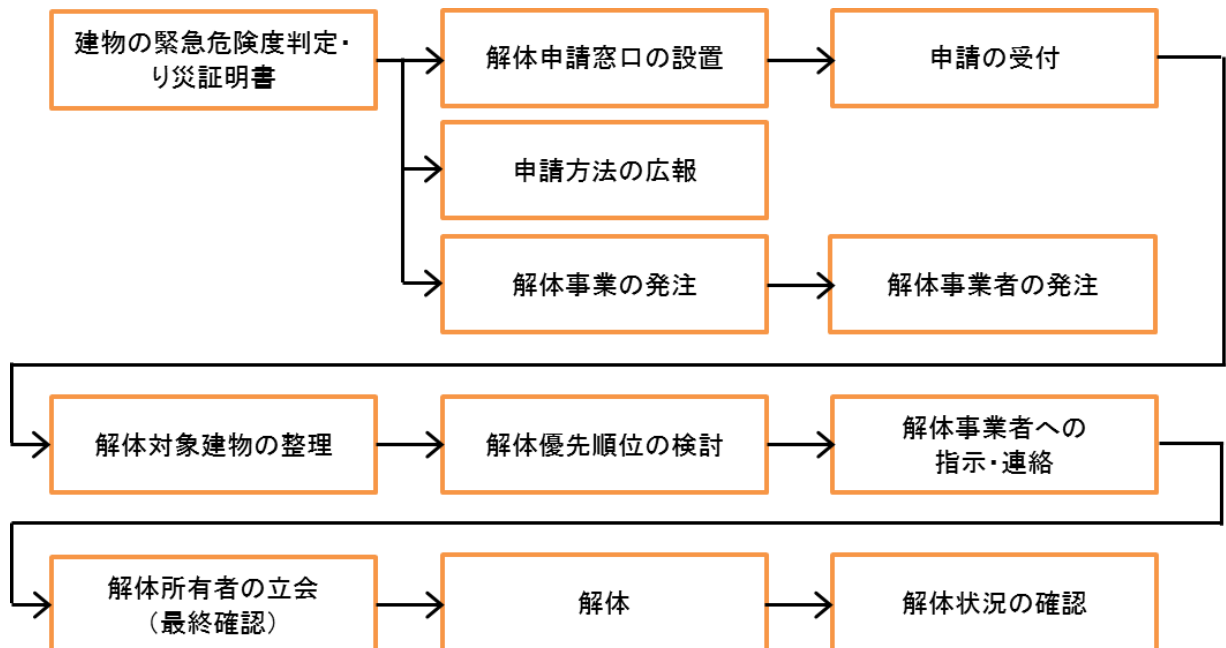
## 8 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の解体・撤去等を、以下の基本方針に基づき行ないます。

- 損壊家屋のうち、全壊判定を受けたものは災害廃棄物処理補助事業の対象となり、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害では半壊判定を受けたものも補助事業の対象となったため、市町村による損壊家屋の解体・撤去が行われています。
- 発災後は応急対策として解体申請窓口の設置・広報を行うとともに、通行に支障がある建物や、倒壊の危険性のある損壊家屋については、石綿の飛散防止措置を行った上で優先的に解体・撤去を行います。所管部署と調整し、ボランティアによる被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知します。

### <災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去>

- 通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わないものとします。
- 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定します。町は所有者の解体意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置します。解体を受け付けた建物については図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、解体・撤去の優先順位を検討します。
- 解体申請受付（建物所有者の解体意思確認）と並行して、解体事業の発注を行います。発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定することも想定します。
- 解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示します。解体・撤去の着手に当たっては、建物所有者の立ち会いを求め、解体範囲等の最終確認を行います。
- 解体・撤去が完了した段階で解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立ち会い（申請者、町、解体業者）を行い、履行を確認します。
- 損壊家屋については石綿等の有害物質、LPガスボンベ、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意します。

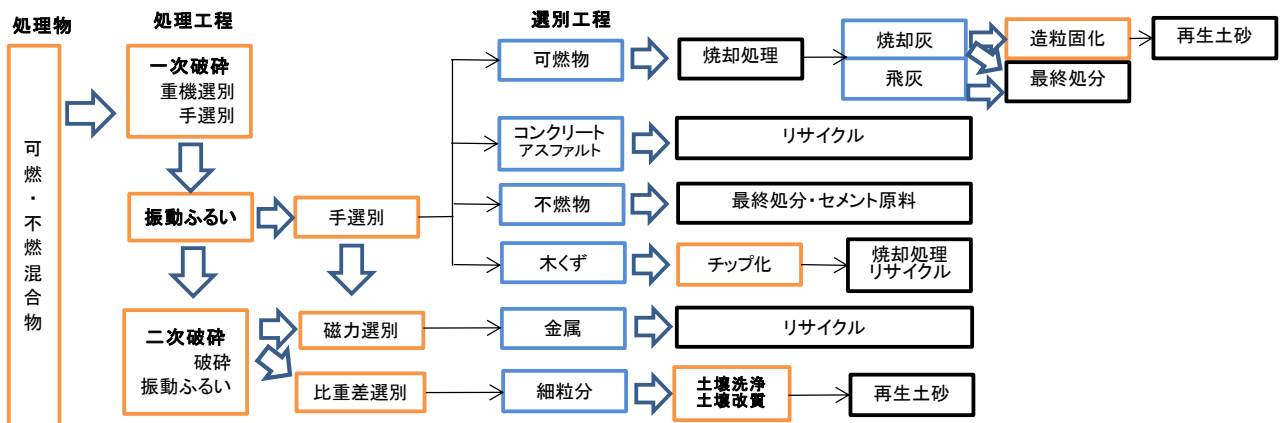


## 9 分別・処理・再資源化

本町は、分別・処理・再資源化等を、以下の基本方針に基づき行ないます。

- 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行います。
- 道路管理者と連携し通行障害となっている被災自動車等の移動、腐敗性廃棄物の処理を行います。なお、被災車両の撤去に当たっては所有権があることから、事前に撤去予定などを提示してから行います。また、ハイブリット車両や電気自動車は短絡感電の恐れがあることから、車両解体業者と連携して撤去します。
- 自動車の撤去については人命救助や遺体の収容の観点から自衛隊などと協力します。また、車内で貴重品が見つかった場合は、警察と連携します。
- 太陽光発電設備の撤去にあたっては、日照時は発電により感電の恐れがあるため、取扱いに注意します。また、夜間や日没後の日照のない時間帯であっても、同様の注意を払います。
- 水産廃棄物を含む腐敗性廃棄物の処理・処分の方法については、国や研究機関と相談し決定します。その他の廃棄物については、混合状態で仮置きすると処理時における課題が多いため、やむを得ない事情のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置き時での分別を心がけます。
- 処理にあたっては、季節によって課題が異なることに留意します。夏季においては廃棄物の腐敗が早く、それに伴いハエなどの害虫が発生すると、生活環境が悪化し感染症の発生・まん延が懸念されることから、害虫駆除に当たっては専門機関に相談し、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行います。

参考：可燃・不燃物の処理フロー



## 10 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

本町は、有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策等を、以下の基本方針に基づき行います。

- 有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に  
行い、保管または早期の処分を行います。人命救助の際には特に注意を払います。
- PCB等の適正処理が困難な廃棄物は、平常時と同様に排出者が事業者へ引き渡すなど適  
切な処理を行います。応急的な対応としては、町が回収を行った後に、まとめて事業者  
に引き渡すなどの公的な関与による対策を行うことも想定します。
- 災害廃棄物が混合状態になっている場合は、有害廃棄物が含まれている可能性も考慮し、  
作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全  
対策を徹底します。
- 有害物質等の有無は、平常時に行った調査地図等を参考とします。

## 11 思い出の品等

本町は、思い出の品等の取扱いについて、以下の基本方針に基づき行います。

- 思い出の品及び貴重品の回収・保管・運営・返却を行います。
- 歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点を周知徹底しま  
す。
- 発災直後は回収量が大幅に増えることが想定されるため、早急に保管場所を確保します。
- 貴重品については、警察に届け出ます。その際、必要な書類様式は平常時に作成したもの  
を利用します。

## 12 各種相談窓口の設置等

本町は、各種相談窓口の設置等を、以下の基本方針に基づき行います。

- 被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設すると  
ともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理します。
- 被災者から自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品に関する問い合わせや、発災  
直後であっても建物解体・撤去や基礎撤去の要望等が寄せられることや、その他、有害物  
質（石綿含有建材の使用有無など）の情報や生活環境への要望等が寄せられることも想定  
し、対応します。

### 13 住民等への啓発・広報

本町は、住民等への啓発・広報等を、以下の基本方針に基づき行います。

- 被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行います。啓発・広報の手段としては、広報紙や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などがあり、啓発・広報として次の内容を想定します。
  - ①災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
  - ②収集時期及び収集期間
  - ③住民が持ち込みできる集積場(場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載)
  - ④仮置場の場所及び設置状況
  - ⑤ボランティア支援依頼窓口
  - ⑥問合せ窓口
  - ⑦便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- 便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定します。
- 発災直後は、他の優先情報の周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信します。

## 第3章 災害復旧・復興等

### 第1節 組織等体制

#### 1 処理主体の決定

処理主体の決定に当たり、災害廃棄物処理見込み量や廃棄物処理施設能力、職員の被災状況などを踏まえ総合的に検討し、独自で災害廃棄物を処理できるか判断します。

また、被害の規模等により、災害廃棄物処理実行計画等の作成及び災害廃棄物の処理作業の実施が事務能力上困難であると判断した場合は、県へ支援（事務委託）を要請することとします。

県は、県市町村間協定書により広域応援体制を構築しますが、以下の方針に基づき対応することとなっています。

- ・がれき類は一般廃棄物処理施設での処理、仮置場における仮設破碎・選別機による処理又は産業廃棄物処理施設を活用した処理などにより可能な限り再資源化に努める。
- ・し尿の処理については、仮設トイレ等設置直後から収集運搬、処分に支障が生じる恐れが高いことから、発災後直ちに広域応援体制を構築する。
- ・生活ごみ及び避難所ごみが処理できない場合、町の要請に基づき、被災した施設が復旧するまでの間の生活ごみ及び避難所ごみの処理について、災害による被害が比較的軽微な市町村のごみ焼却施設で処理することを調整し、広域応援体制を構築する。

#### 2 組織体制・指揮命令系統

本町は、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、組織体制や役割分担の見直しを行います。

#### 3 情報収集・連絡

本町は、電気や通信網の復旧に伴い、より確実な連絡手段を選択して情報収集を継続するとともに、県や国への報告を継続します。

#### 4 協力・支援体制

##### （1）自衛隊・警察・消防との連携

本町は災害応急対応に引き続き、自衛隊や警察等と連携し、災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去を行います。

##### （2）県、国の支援

###### <県>

本町が主体となって災害廃棄物処理を行う場合、県は、本町への災害廃棄物処理体制の指導・助言・広域的な協力体制の確保、被害情報収集体制の確保、市町村・関係省庁・民間事業者団体との連絡調整等を行うこととします。

また、本町が主体となって災害廃棄物処理を行うことが困難と判断し、県に対して事務委託の要請があった場合には、県が主体となって災害廃棄物処理を実施します。事務委託を行うにあたっては県と本町の事務分担を明確にします。

#### <国>

国は、災害応急対応に引き続き、広域的な協力体制の整備を継続するとともに、災害廃棄物処理のための財政支援を行うものとします。

#### (3) 民間事業者との連携

本町は、民間事業者等の協力を得て災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去、災害廃棄物の処理・処分を行うため、災害廃棄物処理事業を発注します。

## 第2節 一般廃棄物処理施設等

### 1 一般廃棄物処理施設等の復旧

本町は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図ります。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保します。

また、被災した廃棄物処理施設について、その設置者（町等）が実施する復旧事業は国庫補助の対象となるものの、補助金の交付までの間、当面の予算を確保するものとします。

### 2 仮設トイレ等し尿処理

本町は、避難所の閉鎖にあわせ、平常時のし尿処理体制へ移行します。閉鎖された避難所については、仮設トイレ等の撤去を行います。

### 3 避難所ごみ

本町は、避難所の閉鎖にあわせ、応急仮設住宅からのごみ対策も含めて平常時の処理体制へ移行するものとします。

## 第3節 災害廃棄物処理

### 1 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理に当たって課題等が次第に判明することから、本町及び本町から支援要請を受けた県は、処理の進捗に応じて実行計画の見直しを行います。

### 2 処理見込み量

本町は、災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて処理見込み量を適宜見直します。

処理見込み量の見直し方法として、トラックスケールでの重量管理や、仮置場へ搬入された災害廃棄物について測量をかけ、体積に比重をかけあわせて重量換算し、これに今後の建物解体・撤去等によって発生する推計量を加えることで推計する方法などを検討します。

### 3 処理スケジュール

本町は処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行い、場合によっては広域処理や仮設焼却炉の必要性が生じることも想定します。

災害廃棄物は、時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、処理スケジュールを作成します。

### 4 処理フロー

本町は、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対応時に作成した処理フローの見直しを行います。

また、処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させるとともに、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には適宜処理フローの見直しを行います。

### 5 収集運搬

本町は、道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行います。

収集運搬は水路を利用することもあるため、場合によっては河川に設置される船溜まりや航路の状況についても確認します。

### 6 仮置場

#### <仮置場の設置>

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置や広域処理が必要となることから、設置にあたっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また周辺への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討します。

### <人員・機材の配置>

適切な仮置場の運用を行うために次の人員・機材を配置します。

- ①仮置場の管理者
- ②十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
- ③廃棄物の積上げ・積下しの重機
- ④場内運搬用のトラック（必要に応じ）
- ⑤場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機

### <災害廃棄物の数量管理>

トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図ります。

### <仮置場の返却>

仮置場の返却に当たり土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努めます。

## 7 環境対策、モニタリング、火災対策

### <環境モニタリング>

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施します。

環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定しますが、災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加などを行います。

### <仮置場における火災対策>

メタンガス等の可燃性ガスのガス抜き管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施します。そのため、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を継続して実施します。

## 8 仮設焼却炉等

### <仮設焼却炉・仮設破碎機の必要性>

仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数を検討します。

### <設置手続き>

仮設焼却炉の設置場所を検討します。設置場所の決定後は、環境影響評価、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めます。

仮設焼却炉の配置にあたっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討します。

### <管理・運営>

災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行います。

### ＜解体・撤去＞

仮設焼却炉の解体・撤去にあたっては、関係法令を遵守し、労働基準監督署など関係者と十分に協議した上で解体・撤去方法を検討します。

仮設焼却炉自体がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後においてダイオキシン類等の環境モニタリングを行います。

## 9 損壊家屋等の解体・撤去

### ＜石綿対策＞

石綿の含有が懸念される建築物及び建築物以外の構造物は、解体前に専門業者により分析調査等を行い、石綿の使用が確認された場合、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、石綿の除去作業を実施します。

除去された石綿については、直接処分場に埋め立てるなど適切に処分します。

### ＜建物の解体・撤去＞

優先順位の高い建物の解体・撤去完了後も引き続き必要な建物の解体・撤去を順次行います。

災害応急対応時において倒壊の危険性のあるものに限定し解体事業を発注した場合は、残りの解体・撤去が必要な建物についても漸次解体事業の発注を行います。

被災規模が大きく、広い範囲で解体・撤去が必要な場合、作業の発注は、建物毎でなく、地区毎に行い、効率化を図ります。

解体・撤去にあたっては、重機の移動などが効率的に行えるよう解体・撤去順序を検討します。

解体・撤去の順序を決定し、地域毎の解体・撤去予定時期を広報します。広報の対象は、建物所有者だけでなく周囲の住民も含めることとします。

災害廃棄物の再資源化率を高めるためには混合状態を防ぐことが重要であるため、その後の処理方法を踏まえた分別解体を徹底します。分別解体・撤去は時間とコストを要するものの、混合廃棄物量を減らすことにより、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストの低減に努めます。

## 10 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、本町は復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行います。

分別・処理・再資源化の実施にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択します。

## 11 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の確保が重要であることから、処分先が確保できない場合は広域処理となるものの、協定により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行います。

## 12 広域的な処理・処分

被害状況を踏まえ、広域処理・処分の必要性について検討します。

処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討します。広域的な処理・処分を行う場合には、国や県と相談の上、広域処理に向けた調整を行うとともに、処理・処分先については、必要に応じて民間事業者団体のネットワークを活用し、確保します。

## 13 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

災害応急対応に引き続き、有害廃棄物や危険物を発見次第、優先的に回収します。なお、放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、国の方針に従い処理します。

また、災害廃棄物の撤去や建物解体・撤去中に有害廃棄物や危険物が発見されることもあるため、その都度回収し処理を行います。有害物質や油等を取り扱う事業所が再稼働する場合は、周辺環境への影響防止が図られているか状況を確認し、必要に応じて指導します。

## 14 災害廃棄物処理事業の進捗管理

被害状況に応じた災害廃棄物処理事業を実施します。実施にあたっては、進捗管理の方法を慎重に検討し、実行に移します。

専門職員が不足する場合は、災害廃棄物処理の管理業務をコンサルタント事業者へ委託することを検討します。

処理が長期間にわたる場合は、総合的、計画的に処理を進める観点から、必要に応じ関係機関による連絡会を設置し、全体の進捗管理を行います。

## 15 各種相談窓口の設置等

被災者等からの各種相談窓口での受付を継続します。事業所などの建物解体・撤去に関する相談が寄せられることが想定されるため、対処方針を決定し、対応します。

## 16 住民等への啓発・広報

災害応急対応時に引き続き、被災者に対し啓発・広報を実施します。

災害復旧・復興時において、被災者への情報が不足することでの不安が想定されることから、広報紙や新聞、インターネット等を活用して災害廃棄物処理の進捗や、復旧・復興に向けた作業の状況等を周知します。

## 第 3 編 資料編



### 第3編 資料編

#### 資料1 震災廃棄物発生量 簡易推計式

##### 1. 震災廃棄物発生量（重量）

被害	被災棟数	×	係数	=	災害廃棄物量（重量）
全壊	棟		117トン		トン
					+
半壊	棟	×	23トン	=	トン
					=
合計					トン

##### 2. 震災廃棄物発生量（容積）

災害廃棄物量（重量）	×	係数	=	災害廃棄物量（容積）
トン		1.2		m <sup>3</sup>

##### 3. 仮置場必要面積

災害廃棄物量（重量）	×	係数	=	仮置場必要面積
トン		0.48		m <sup>2</sup>

#### 【係数の出典】

震災廃棄物発生量（重量）：災害廃棄物処理計画策定指針・技術資料1-11-1「災害廃棄物の推計方法」

震災廃棄物発生量（容積）、仮置場必要面積：本計画「南海トラフの巨大地震の推計値」から算出

資料2 水害廃棄物発生量 簡易推計式

1. 水害廃棄物発生量（重量）

被害	被災棟数
床上浸水	棟

 $\times$ 

係数
4.6トン

 $=$ 

災害廃棄物量（重量）
トン

床上浸水	棟
------	---

 $\times$ 

係数
0.62トン

 $=$ 

トン
----

+

=

合計

トン
----

2. 水害廃棄物発生量（容積）

災害廃棄物量（重量）
トン

 $\times$ 

係数
1.2

 $=$ 

災害廃棄物量（容積）
m <sup>3</sup>

3. 仮置場必要面積

災害廃棄物量（重量）
トン

 $\times$ 

係数
0.48

 $=$ 

仮置場必要面積
m <sup>2</sup>

【係数の出典】

水害廃棄物発生量（重量）：災害廃棄物処理計画策定指針・技術資料2-9「一棟あたりの水害廃棄物量」

水害廃棄物発生量（容積）、仮置場必要面積：震災廃棄物発生量簡易推計式と同様とした

資料3 避難所ごみ発生量・仮設トイレ等必要数 簡易推計式

1. 避難所ごみ発生量

避難者数	×	係 数	=	避難所ごみ発生量
人		1 k g /日		kg/日

2. 仮設トイレ等必要数（発災初動期・避難所ごとに算出）

避難者数	×	避難者あたり トイレ必要数※	=	トイレ必要数
人		80 基		基

利用可能な既存施設の トイレ（個室数）	×	マンホールトイレ 設置数	=	利用可能トイレ基数
室		基		基

仮設トイレ等必要数

				基
--	--	--	--	---

【係数の出典】

避難所ごみ発生量：東日本大震災の仙台市実績 929 グラムを参考。

避難者あたりトイレ必要数：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

※初動期（発災後 3 日間）は 80 人に 1 基、応急対応期（3 日～2 ヶ月）は 50 人に 1 基、復旧復興期（2 ヶ月以降）は 20 人に 1 基のトイレを確保する。

【事前住民広報用】

## 災害時のごみ出しについて

- ◆災害時には、災害によって発生したごみと衛生を保つために急いで処理をするごみを優先的に収集し、生活ごみの収集は一時的に休止することがあります。
- ◆家庭から出るごみのうち生ごみなど腐りやすいごみの収集は3日以内に、その他の燃やすごみの収集は1週間以内の再開を予定します。再開後は普段のごみステーションに出してください。
- ◆資源ごみ、不燃ごみはできるだけ家庭で保管してください。優先するごみの処理に目処が立ちしだい収集を再開します。
- ◆家の中で生活する上で、どうしても捨てる必要のあるごみを優先し、急いで捨てる必要のないごみは、できるだけ敷地内で保管してください。どうしても急いで捨てる必要のある家具などは、町の設置する仮置場に持ち込んでください。

### 災害時のごみの分別と、収集・処理の優先順位

優先順位	ごみの分別	特徴	
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 5px;">↑</div> <div style="margin-right: 5px;">↓</div> </div>	高	腐りやすいごみ (生ごみ、おむつなど)	ハエや悪臭が発生します。袋に入れて分別保管してください。優先的に収集します。 普段のごみステーションに出してください
			災害ごみ
	生活ごみ	燃やすごみ (生ごみ以外)	袋に入れて分別保管してください。1週間程度を目処に収集を再開します。
	低	資源ごみ	びん、かんペットボトル 紙類(ダンボール、新聞紙等)
	不燃ごみ		

## 災害ごみの出し方

ご家庭でしっかり分別していただくことが、災害ごみの処理を早く終わらせる第一歩です。とても多くのごみが出るのが予想されます。1日でも早くごみが片付くよう、ご理解とご協力をお願いします。

### ◇ ごみを出す場所

- ・町の指定する仮置場  
(災害の状況に応じ、災害ごみを持ち込む仮置場を設置します)

### ◇ 分別方法

分別区分		備考
① 畳		※水害時に出るごみ
② 布団・マットレス		※水害時に出るごみ
③ 粗大ごみ	・ 木質系	タンスなど
	・ 金属系	自転車、サッシなど
	・ プラ系	衣装ケース、おもちゃ
④ 電化製品	・ 家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機
	・ 小型家電	その他の家電製品
⑤ がれき類		瓦、コンクリート、レンガ、ガラスなど
⑥ 木		柱、生木
⑦ スレート		
※ 可燃ごみ		ごみステーションが使用できない時は仮置場に対応

### ◇ 出せないもの

有害性のあるもの	農薬、劇物、バッテリーなど
感染性のあるもの	感染性廃棄物で鋭利な物(注射器、注射針)
引火性のあるもの	ガスボンベ、ガソリン、灯油、プロパンボンベなど
著しく大きいもの	自動車、オートバイ、農機具、ピアノ、耐火金庫、浴槽など

## 災害ごみの持ち込みについて

生活ごみは通常の収集に出してください！  
災害ごみに関係ないものは持ち込めません！

### 持ち込み方法

本人またはボランティアによる持ち込みを受入れます

※業者への依頼はできません。受付で、持ち込み者の氏名、住所、ごみの種類を確認させていただきます。

受入時間：9時～12時、13時～16時

注意事項

- ・2t 車以下の車両で持ち込んでください
- ・ごみは分別し、それぞれ指定の場所に置いてください

### 分別方法

1	畳
2	布団・マットレス
3	木質系粗大ごみ(タンスなど)
4	金属系粗大ごみ(自転車、サッシなど)
5	プラ系粗大ごみ(衣装ケース、おもちゃ)
6	電化製品
7	がれき類(瓦、コンクリート、レンガ、ガラス、陶器)
8	木(柱、生木)
9	スレート

※ 可燃ごみ(ごみステーションが使用できない時は仮置場で対応)

### 出せないもの

有害性のあるもの	農薬、劇物、バッテリーなど
感染性のあるもの	感染性廃棄物で鋭利な物(注射器、注射針)
引火性のあるもの	ガスボンベ、ガソリン、灯油、プロパンボンベなど



## 輪之内町災害廃棄物処理計画

策定：平成 30 年 3 月

改定：令和 4 年 11 月

**発行：輪之内町**

〒503-0292

岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530-1

TEL：0584-69-3111

0584-69-3127(直通)

FAX：0584-69-3119

URL <http://www.town.wanouchi.gifu.jp>

企画・編集：住民課